

# 第4次西之表市男女共同参画基本計画 (素案)



令和4年3月  
鹿児島県西之表市



## 目次

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b> .....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画の性格 .....	2
3. 計画の期間 .....	2
4. 計画の体系 .....	3
<b>第2章 計画策定の背景</b> .....	4
1. 社会経済情勢等の変化.....	4
(1) 人口減少・年齢構造の不均衡・高齢化の進展.....	4
(2) 家族形態・生活形態の多様化・地域力の減退.....	5
(3) 担い手・後継者不足、地域活動の担い手不足.....	6
2. 国・県・本市の主な動き.....	9
(1) 国の動き .....	9
(2) 鹿児島県の動き.....	10
(3) 西之表市の動き.....	10
<b>第3章 計画の内容</b> .....	12
1. 基本理念 .....	12
2. 基本目標 .....	12
3. 重点目標 .....	12
重点目標1 男女共同参画社会の形成に必要な制度・慣行の見直し、意識の改革.....	13
重点目標2 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進.....	17
重点目標3 男女共同参画を正しく理解し、推進するための教育・学習の充実.....	19
重点目標4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶.....	23
重点目標5 生涯を通じた男女の心身の健康支援.....	29
重点目標6 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進(女性活躍推進計画)	33
重点目標7 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進(女性活躍推進計画)	40
重点目標8 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大(女性活躍推進計画)	44
<b>第4章 計画の推進体制</b> .....	46
1. 市民と行政の協働による計画の推進.....	46
2. 庁内における推進体制の強化.....	46
3. 国・県・他市町村・関係機関等との連携.....	46
4. 計画の進行管理 .....	46
5. 推進体制図 .....	47
<b>参 考 資 料</b> .....	48
用語の解説 .....	48
関係法令 .....	52



# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の趣旨

我が国の男女共同参画社会の形成に向けた取組は、女子差別撤廃条約等に基づく国際社会における動きと連動して進められてきました。

平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、「第1次男女共同参画基本計画」(平成12年12月策定)から4次にわたる計画に基づく取組を発展させ、令和2年12月には「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が新たに策定されました。

鹿児島県においては、「鹿児島県男女共同参画推進条例」(平成13年12月)が制定され、平成11年3月に策定された「かごしまハーモニープラン」の課題を踏まえ、「鹿児島県男女共同参画基本計画」(平成20年3月)から2次にわたる計画により、男女共同参画社会の形成に向けた取組の推進を図り、平成30年には「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定されました。その間、平成15年4月には男女共同参画を推進する総合的活動拠点として、鹿児島県男女共同参画センターを設置し、平成18年3月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定(平成21年3月改定)しました。

さらに、近年の少子高齢化の進行などにより人口構造が大きく変化する中において、持続的な成長を実現し、社会の活力を維持していくため、「最大の潜在力」として期待されている女性の力を最大限に発揮できるよう、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。これに伴い、これまでの取組をさらに加速化し、女性の活躍に資する施策の効果的な展開を図るため、平成29年3月に「鹿児島県女性活躍推進計画」を策定するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。

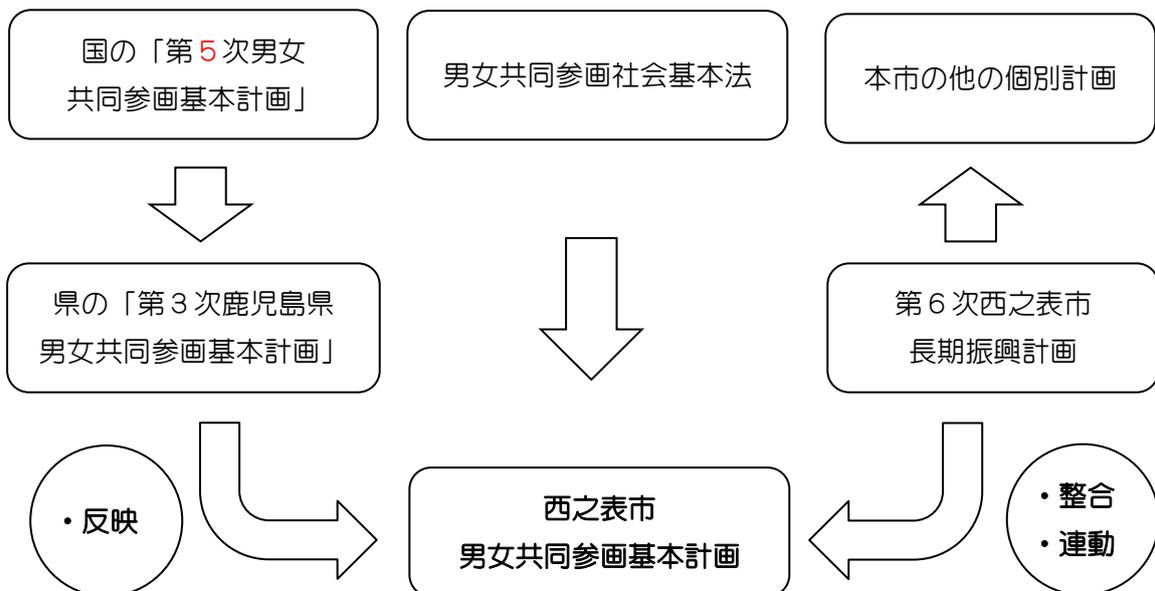
本市では、あらゆる分野において、性別に関係なく個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の形成を目指し、取り組むべき施策・事業を具体的に示すとともに、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、「西之表市男女共同参画基本計画」(平成19年3月)、「第2次西之表市男女共同参画基本計画」(平成26年3月)、「第3次西之表市男女共同参画基本計画」(平成30年3月)を策定し、男女共同参画社会の形成に向け、あらゆる施策で男女共同参画の視点を踏まえた取組を進めてきました。

少子高齢化の進展、価値観やライフスタイルの多様化など社会経済情勢の急激な変化に対応し、活力ある地域づくり・地域力の向上を図るためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊急かつ重要な課題となっています。

国及び鹿児島県の男女共同参画基本計画を踏まえ、本市の「第6次長期振興計画」における将来像(めざすまちのすがた)である「人・自然・文化—島の宝が育つまち」を目指し、男女共同参画社会の形成に向けた取組を一層推進するため、「第4次西之表市男女共同参画基本計画」を策定します。

## 2. 計画の性格

- この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画です。
- この計画は、「第6次西之表市長期振興計画」や本市における他の個別計画と整合を図った計画であるとともに、「西之表市男女共同参画懇話会」の意見及び市民アンケート結果を参考に策定しました。
- この計画の重点目標6・7・8は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として策定するものです。
- この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」を踏まえ、本市の実情や特性に応じた取組を進めます。



## 3. 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

ただし、この間、社会・経済情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて、必要な見直しを行います。

## 4. 計画の体系

### 基本理念

性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができるまち、一人ひとりの意見や考え方が反映され、市民・地域・関係団体・事業者・行政が協働で進める社会となるまちを基本理念とし、本市の将来像である「人・自然・文化—島の宝が育つまち」を目指します。

#### 基本目標

#### 重点目標

#### 施策の方向

市民一人ひとりの人権が尊重され  
 ○ 誰もが安心して、心豊かに暮らすことができる社会への  
 ○ 多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会への

1. 男女共同参画社会の形成に必要な制度・慣行の見直し、意識の改革
2. 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進
3. 男女共同参画を正しく理解し、推進するための教育・学習の充実
4. 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
5. 生涯を通じた男女の心身の健康支援
6. 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進  
(女性活躍推進計画)
7. 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進  
(女性活躍推進計画)
8. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大  
(女性活躍推進計画)

- ①男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直しへの取組
- ②広報・啓発活動を通じた男女共同参画についての理解促進
- ①地域コミュニティ活動等様々な地域づくり活動の促進
- ①学校等における人権尊重と男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
- ②家庭や地域における男女共同参画の理解の促進
- ③多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の充実
- ④性の多様性についての理解促進
- ①暴力の根絶に向けた社会基盤づくり
- ②配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進
- ③相談窓口の周知と相談体制の充実
- ④関係機関及び支援機関との連携の強化
- ⑤セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- ①生涯を通じた男女の健康づくりへの支援
- ②妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進
- ③健康づくりのための生涯にわたるスポーツ活動の推進
- ①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- ②農林水産業・商工業等自営業の分野における就業環境の整備
- ③一人ひとりの能力を發揮するための支援
- ①仕事と生活の調和を図るための社会的気運の醸成と環境の整備
- ②多様なライフスタイルに対応した子ども・子育て支援の充実や介護の支援
- ①あらゆる分野における女性の参画の拡大

## 第2章 計画策定の背景

### 1. 社会経済情勢等の変化

#### (1) 人口減少・年齢構造の不均衡・高齢化の進展

本市の人口は、昭和34年の33,593人をピークに顕著な減少をたどっており、直近の国勢調査（令和2年）では、14,708人と半減しています。

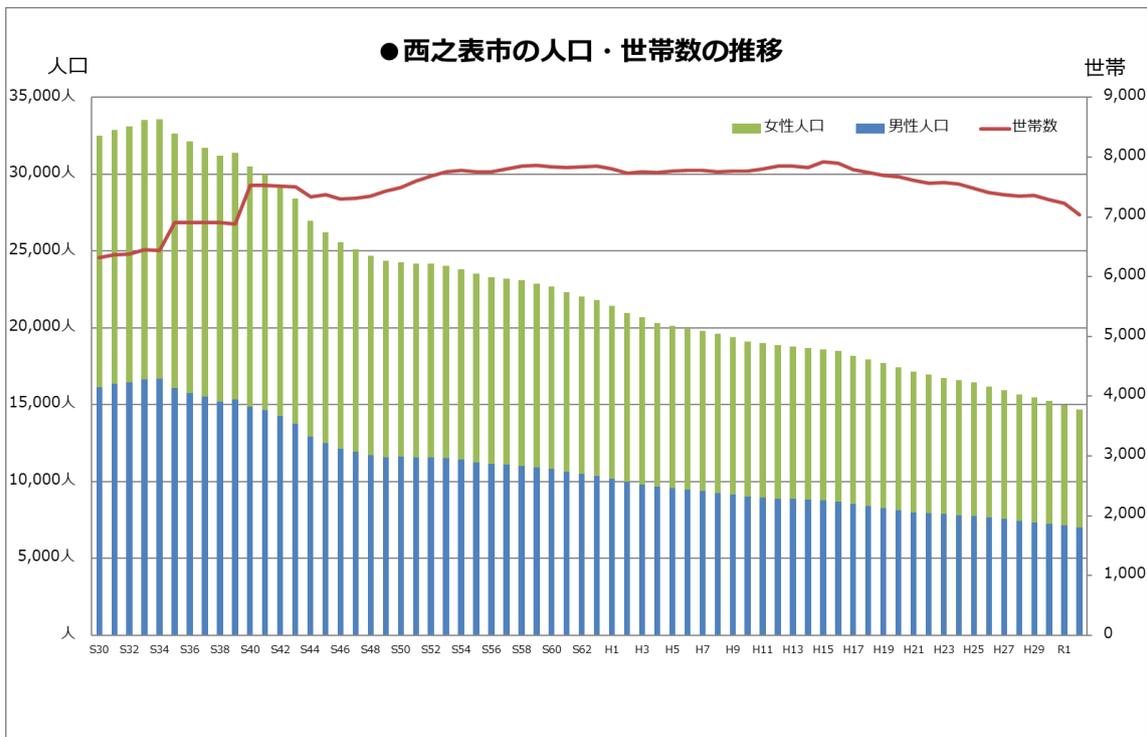
増減率をみると、昭和30年代から昭和40年代にかけての減少率が大きく、最大で14%の減少となった時期もありますが、最近は8%前後の減少となっています。

世帯数は増加を続けていましたが、平成12年の7,847戸をピークに減少に転じ、令和2年では7,046戸となっています。

本市の大きな課題としては、進学や就職のため20歳前後の若年層が島外へ流出することによる年齢構造の不均衡が全国と比較しても顕著であり、20歳前後の人口が極端に少ない構成となっています。

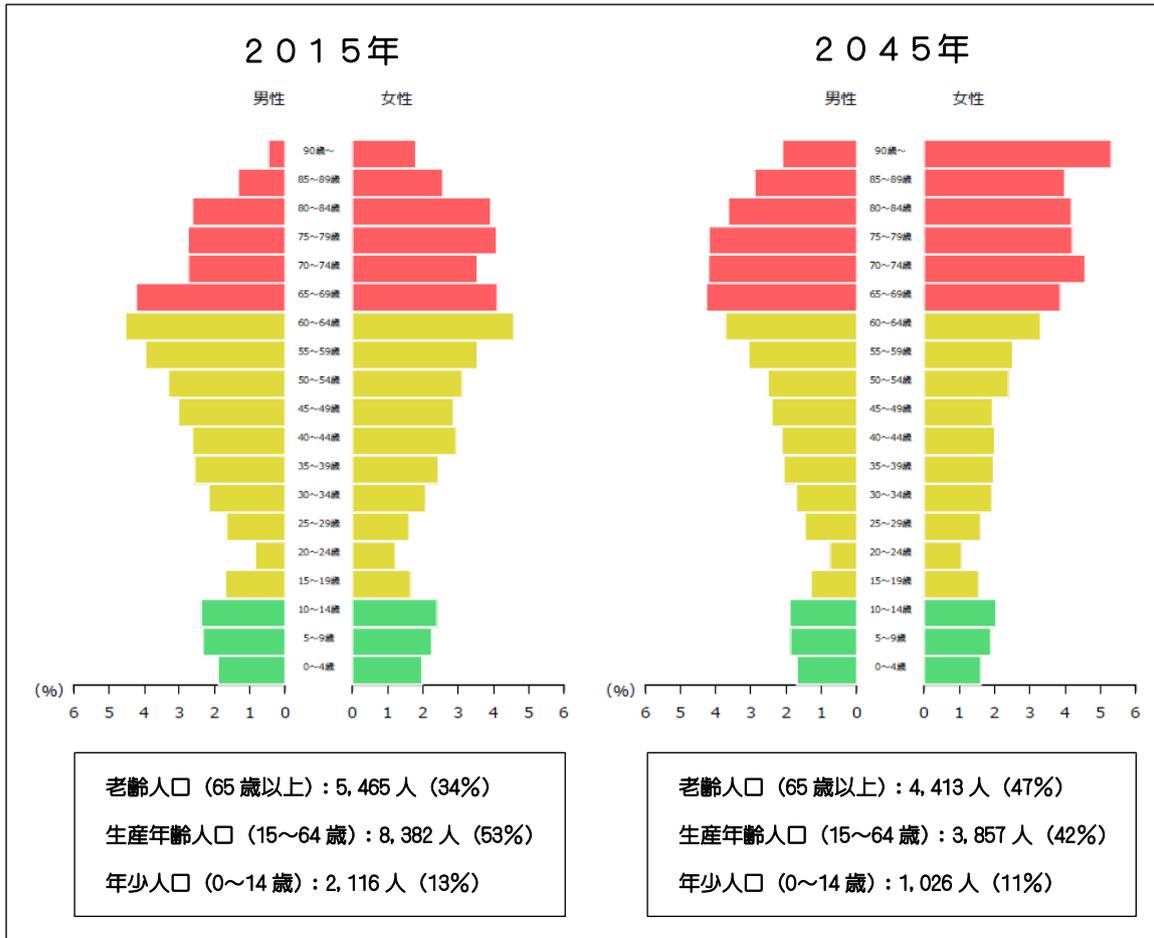
令和2年の国勢調査による65歳以上の人口割合を示す高齢化率は、38.1%となっており、全国（28.6%）並びに鹿児島県（32.5%）の割合を大きく上回り、熊毛地区平均（37.2%）と比較しても高くなっています。

このままの状態では、高齢化がますます進展することが見込まれます。



【令和2年国勢調査】

●【本市の人口構造】



【出典：地域経済分析システム】

(2) 家族形態・生活形態の多様化・地域力の減退

本市の人口・世帯数は減少傾向にあり、1世帯あたりの人員についても、直近の国勢調査（令和2年）では、2.09となっており、平成27年の2.17人と比較すると0.08人減少しています。

今後も本市の1世帯あたりの人員は減少が予測され、高齢者単独世帯の増加等、家族形態や生活形態も多様化していくことが予想されます。

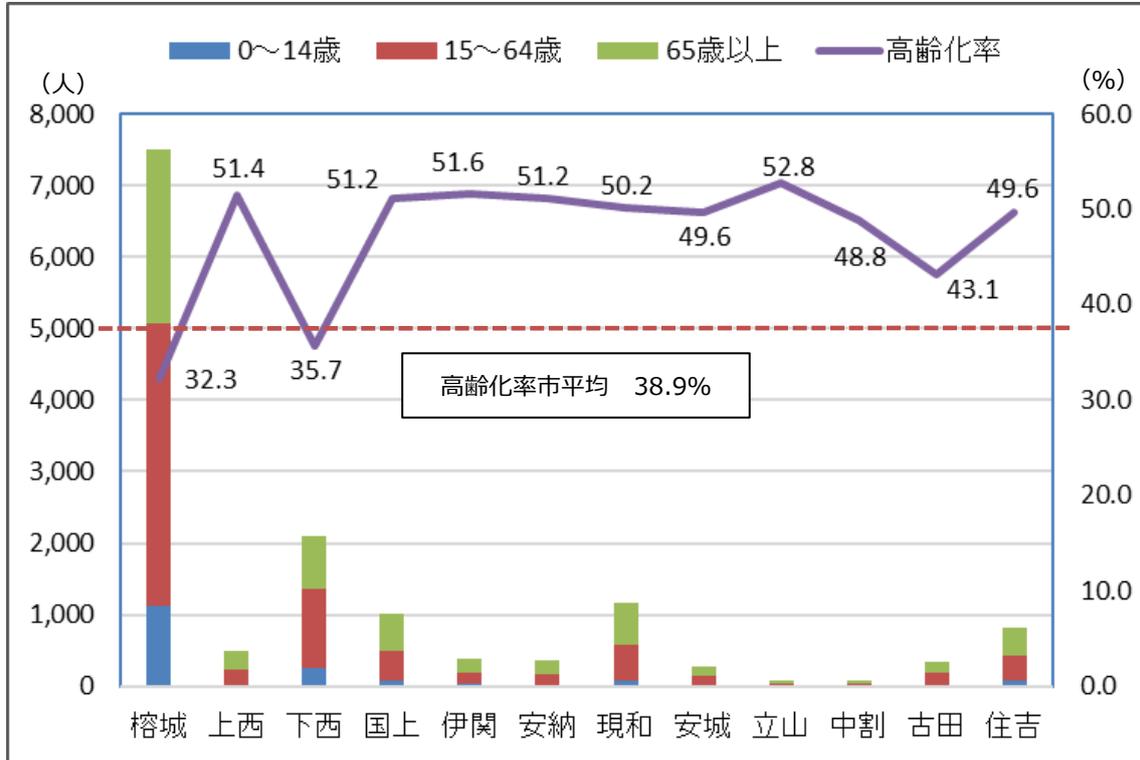
人口減少、年齢構造の不均衡、高齢化の進展に伴い、各校区、集落においては、地域活動の担い手不足やコミュニティ意識の希薄化が進行し、自治組織としての機能を果たせなくなってきました。人口の偏在化も進展しており、市街地にあたる榕城校区と下西校区に人口の約3分の2が集中しています。

特に、中心市街地から離れた大字地区では、若い世代の市街地などへの流出によって、さらに高齢化が進み、地域運営もままならなくなっています。令和3年3月末の状況では、全96集落のうち、限界集落といわれる65歳以上の人口割合が50%を超える集落は40集落と年々増加し、60歳以上の人口割合が50%を超える集落は62集落と約3分の2まで迫っています。

地域の中には、現状に危機感を募らせ、地域活性化のために独自の取組を行う地域も出てきました。

地域の衰退は、市全体の崩壊へとつながる大きな課題です。この厳しい現状を市民全員で共有し、緊急かつ迅速にその解決に向けた方向性や取組を、地域とともに考え、進めていく必要があります。

●【校区別の人口構造と高齢化率（令和3年3月末）】



	榕城	上西	下西	国上	伊関	安納	現和	安城	立山	中割	古田	住吉	計
0～14歳	1,126	24	253	74	28	26	88	21	3	5	24	88	1,760
15～64歳	3,955	211	1,101	416	156	150	491	119	39	36	170	330	7,174
65歳以上	2,428	249	751	515	196	185	584	138	47	39	147	411	5,690
計	7,509	484	2,105	1,005	380	361	1,163	278	89	80	341	829	14,624

【資料：市民生活課】

(3) 担い手・後継者不足、地域活動の担い手不足

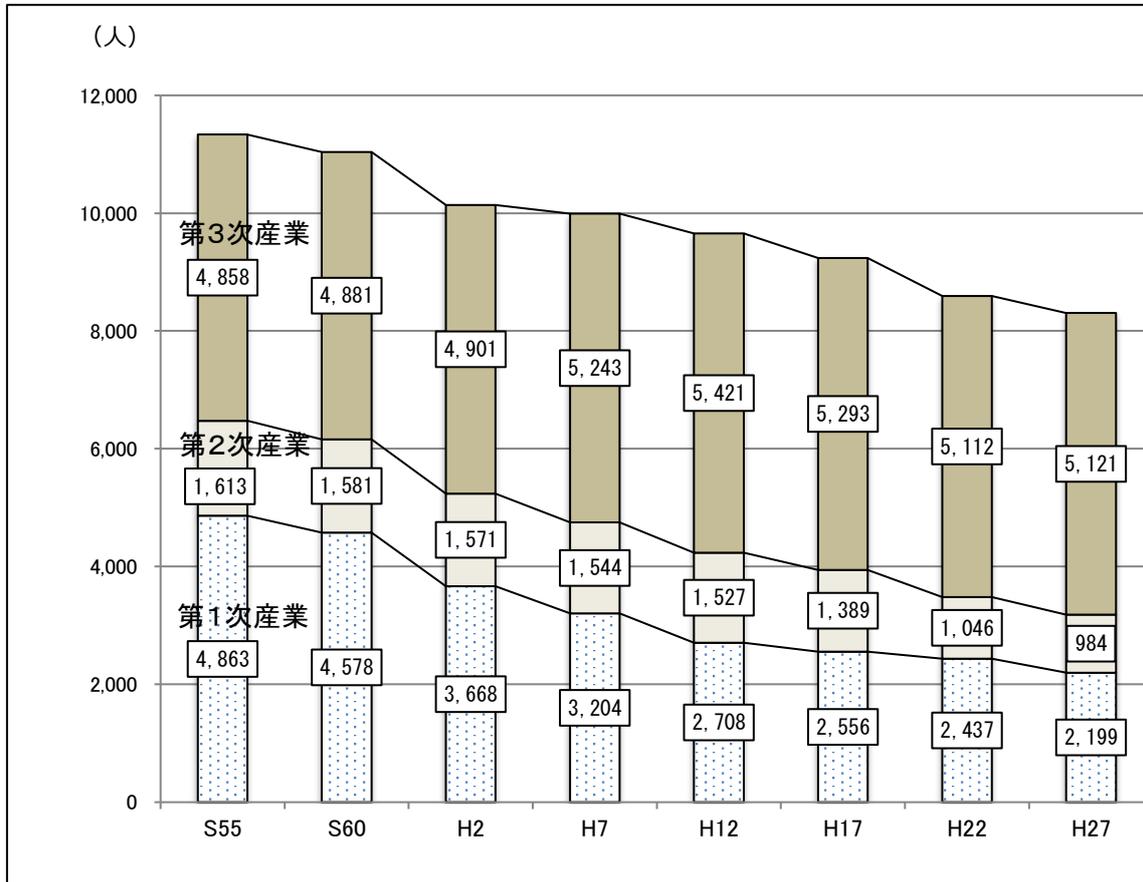
本市の就業者数の推移をみると、平成22年の8,648人から平成27年の8,318人へと、5年間で3.8%減少しており、平成27年の就業者数について産業（3部門）別の内訳をみると、第1次産業が2,199人で市内全就業者数の26.4%を占め、第2次産業が984人（11.8%）、第3次産業が5,121人（61.6%）となっています。

業種別では、「農業」が2,036人と最も多く、市内全就業者数の24.5%を占め、「医療、福祉」が1,236人（14.9%）、「卸売業、小売業」が1,052人（12.6%）と続きます。「農業」「卸売業、小売業」への就業者数は減少した一方で、「医療、福祉」は増加しています。

全国で人口減少が進んでいる現状では、「働く場所がない」という声がある一方で、「労働条件の改善」や「雇用環境の整備」を望む声も多くなってきています。

地域での担い手不足が課題となっている現状を踏まえ、地域で支え合う新たな仕組みや人材の発掘・育成などを図る仕組みづくりを進めていく必要があります。

●【産業別の就業者数の推移】



【平成27年国勢調査】

#### (4) SDGsの推進による国際社会への積極的な貢献

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指すため、平成27 (2015) 年の国連サミットにおいて、全ての加盟国が合意した世界共通の目標です。

2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されており、そのうち5番目の目標「ジェンダー平等を実現しよう」は、男女共同参画の形成に不可欠な目標です。

男女共同参画社会の実現は、国際化を推進する上で不可欠な要素であることから、本市においても、国際的な男女共同参画の取組状況を常に把握し、市民に情報発信するとともに、国際的な視野に立って男女共同参画を推進していくことが重要です。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 2. 国・県・本市の主な動き

### (1) 国の動き

#### ①「育児・介護休業法」の改正

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、産後パパ育休の創設や、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務化などを内容とした「改正育児・介護休業法」が令和4年4月から順次施行されます。

#### ②「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の新たな合意

平成22年6月には、施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」や「新しい公共」などの新しい概念や考え方・男性の育児休業等の取得促進に向けた環境整備・労働者の健康確保・メンタルヘルス対策などの新しい取組が盛り込まれました。

#### ③「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画の策定

平成24年6月には、女性の活躍によって我が国の経済再生を図るため、①男性の意識改革、②思い切ったポジティブ・アクション（積極的改善措置）、③公務員から率先した取組、の3つを柱とした「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～が取りまとめられました。

#### ④「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正

児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所を法文上明確化するなどの改正をしたいわゆる「配偶者暴力防止法」が令和2年4月に施行されました。

#### ⑤「生活困窮者自立支援法」の施行

生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として、自立支援策の強化を図るため、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等を内容とした「生活困窮者自立支援法」が、平成27年4月に施行されました。

#### ⑥「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の一部改正

女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、情報公表の強化、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の強化等の措置を講ずるなどの改正が令和2年6月から順次施行されています。

#### ⑦「第5次男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向、性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現につながるという観点を踏まえ、新しい令和の時代を切り拓き、また、ポストコロナ

の「新しい日常」の基盤となることを目指して、令和2年12月25日に「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

## (2) 鹿児島県の動き

### ①「鹿児島県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」の改定

平成19年7月の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正、平成20年1月の国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の見直し及びこれまでの県の取組状況を踏まえ、平成21年3月に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を改定しました。

### ②「男女共同参画に関する県民意識調査」の実施

平成28年8月から9月にかけて、男女平等や男女の人権・家庭・地域などに対する県民の意識と実態を把握することを目的として、20歳以上の県民の方を対象に「男女共同参画に関する県民意識調査」を実施しました。

### ③「女性活躍推進に関する企業実態調査」の実施

平成28年9月に、県内で働く女性が、その個性と能力を十分に発揮して活躍できる職場環境・企業風土づくりにおける課題や、女性の活躍に関する意識と実態を把握することを目的として、県内事業所の経営者、従業員の方を対象に「女性活躍推進に関する企業実態調査」を実施しました。

### ④「鹿児島県女性活躍推進計画」の策定

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定を踏まえ、これまでの取組を更に加速化し、女性の活躍に資する施策の効果的な展開を図るための「鹿児島県女性活躍推進計画」を平成29年3月に策定しました。

### ⑤「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会の形成に向けた意識改革を基盤に据え、「女性の活躍」に視点を置きつつ、その前提となる職業生活、健康、地域生活における課題の解決に向けた真に実効性のある取組を進め、男性も女性も全ての個人がその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すため、平成30年3月に「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」を策定しました。

## (3) 西之表市の動き

### ①「西之表市男女共同参画行政推進会議」及び「西之表市男女共同参画懇話会」の設置

平成17年に「西之表市男女共同参画行政推進会議」を設置し、男女共同参画行政に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図っています。また、同年に、男女共同参画社会形成に関する諸問題についての研究や協議を行うとともに、必要に応じて市長に提言することを目的とした、学識経験者・各団体の代表者・市内企業の代表者・一般公募者からなる「西之表市男女共同参画懇話会」を設置しています。

### ②「西之表市配偶者等からの暴力対策庁内連絡会議」の設置

庁内の関係部署が相互に連携し、ドメスティック・バイオレンス被害者への的確な支援を行うために、平成22年に「西之表市配偶者等からの暴力対策庁内連絡会

議」を設置しています。

### ③「西之表市民アンケート」の実施

令和3年4月から5月にかけて、「第4次西之表市男女共同参画基本計画」及び「西之表市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援計画」の策定にあたり、市民の男女平等や男女の人権・家庭・地域などに対する意識と実態を把握し、男女共同参画社会づくりに向けた施策の推進を図るための基礎資料を得る目的で「西之表市民アンケート」を実施しました。

(調査対象者：西之表市内に居住する18歳以上の男女の10%⇒1,247名  
回答者：886名⇒回答率71.1%)

### ④「第3次西之表市男女共同参画基本計画」に基づく取組内容と成果

前期計画では、本市の「第6次長期振興計画」における将来像(めざすまちのすがた)である「人・自然・文化-島の宝が育つまち」を目指し、男女共同参画社会の形成に向けた取組を推進してきました。

令和3年に実施した、男女共同参画社会についての意識と実態に関する市民アンケートでは、前回調査(平成29年実施)と比較して意識の向上が見られ、実態も改善傾向にあることから、これまでの取組に対し一定の成果が現れていることが伺えます。

一方、計画全体に対する達成率は、平成30年度は78.6%、令和元年度は68.6%、令和2年度は39.5%と、大きく減少しています。これは、令和2年から影響を受けた新型コロナウイルス感染症による感染拡大によるもので、各種会合や研修会等が軒並み中止となったことから、教育、研修、広報、啓発等の機会を提供できなかったことが大きな要因であると考えられます。

## 第3章 計画の内容

### 1. 基本理念

- 性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができるまち
- 一人ひとりの意見や考え方が反映され、市民・地域・関係団体・事業者・行政が協働で進める社会となるまち

を基本理念とし、本市の将来像である「人・自然・文化—島の宝が育つまち」を目指します。

### 2. 基本目標

この計画では、男女共同参画社会の根底を成す基本理念である「男女の人権の尊重」が、市民一人ひとりの意識に深く浸透し、家庭・地域・職場・学校等のあらゆる場において行動に結びつくことを目指して、次の基本目標を定めます。

市民一人ひとりの人権が尊重され

- 誰もが安心して、心豊かに暮らすことができる社会づくり
- 多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり

### 3. 重点目標

第3次計画策定後の社会経済情勢の変化や同計画に基づく取組の成果や課題を踏まえ、基本目標に掲げた男女共同参画社会を実現するために、次の8つの「重点目標」を設定します。

1. 男女共同参画社会の形成に必要な制度・慣行の見直し、意識の改革
2. 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進
3. 男女共同参画を正しく理解し、推進するための教育・学習の充実
4. 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
5. 生涯を通じた男女の心身の健康支援
6. 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進（女性活躍推進計画）
7. 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進（女性活躍推進計画）
8. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大（女性活躍推進計画）

## 重点目標 1

## 男女共同参画社会の形成に必要な制度・慣行の見直し、意識の改革

## 【現状と課題】

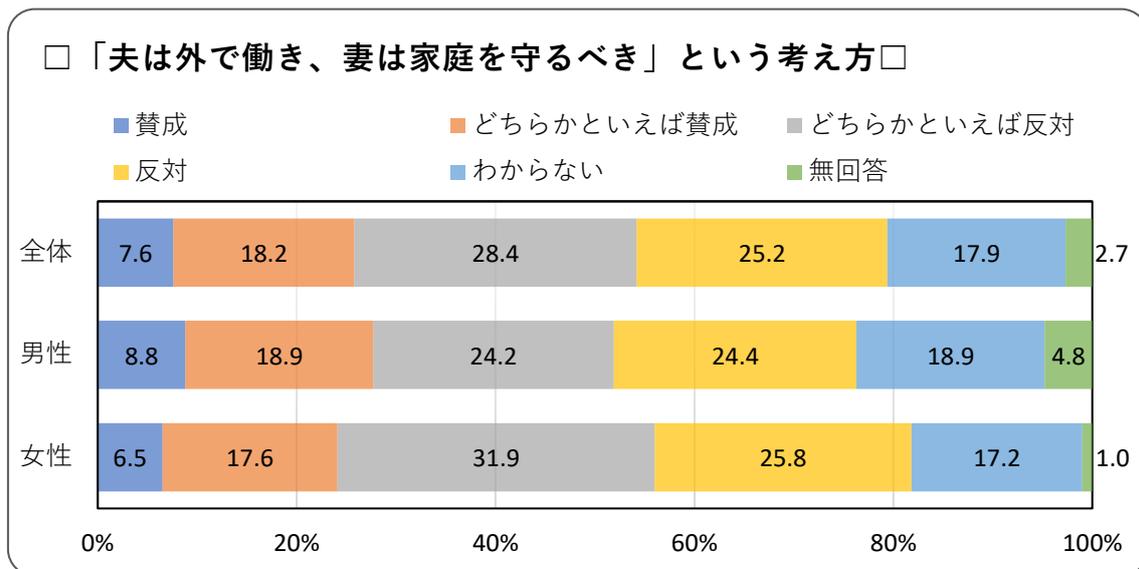
社会の制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って形成されてきたものではありませんが、その中には、男女共同参画の視点から見た場合、明示的に性別による区分を設けていなくても、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女に中立に機能しないことにより、個人の生き方を制約し、個性や能力の発揮を妨げ、本来尊重されるべき性別にかかわらず多様な生き方の選択を阻むなど、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっているものがあります。

このような制度や慣行は、多くが固定的な性別役割分担に基づき形成されており、暮らしの隅々に関わっていることから、人々の意識に大きな影響を及ぼしています。

令和3年に実施した市民アンケートによると、「社会通念・しきたりでは」、「政治や行政では」、「全体的にみて」で、男性の方が優遇されている（「男性の方が非常に優遇されている」・「どちらかといえば男性が優遇されている」を合計した回答）と回答した割合が高く、依然として男女の地位の不平等感が存在します。

この意識は時代とともに変わりつつありますが、意識の中に根強く残っていることから、市民生活を支える市のあらゆる施策や人々の活動の場である家庭、職場、学校、地域等における社会制度や慣行のうち、男女の社会における活動の選択に中立的でない影響を及ぼすものについて、見直しを進める必要があります。

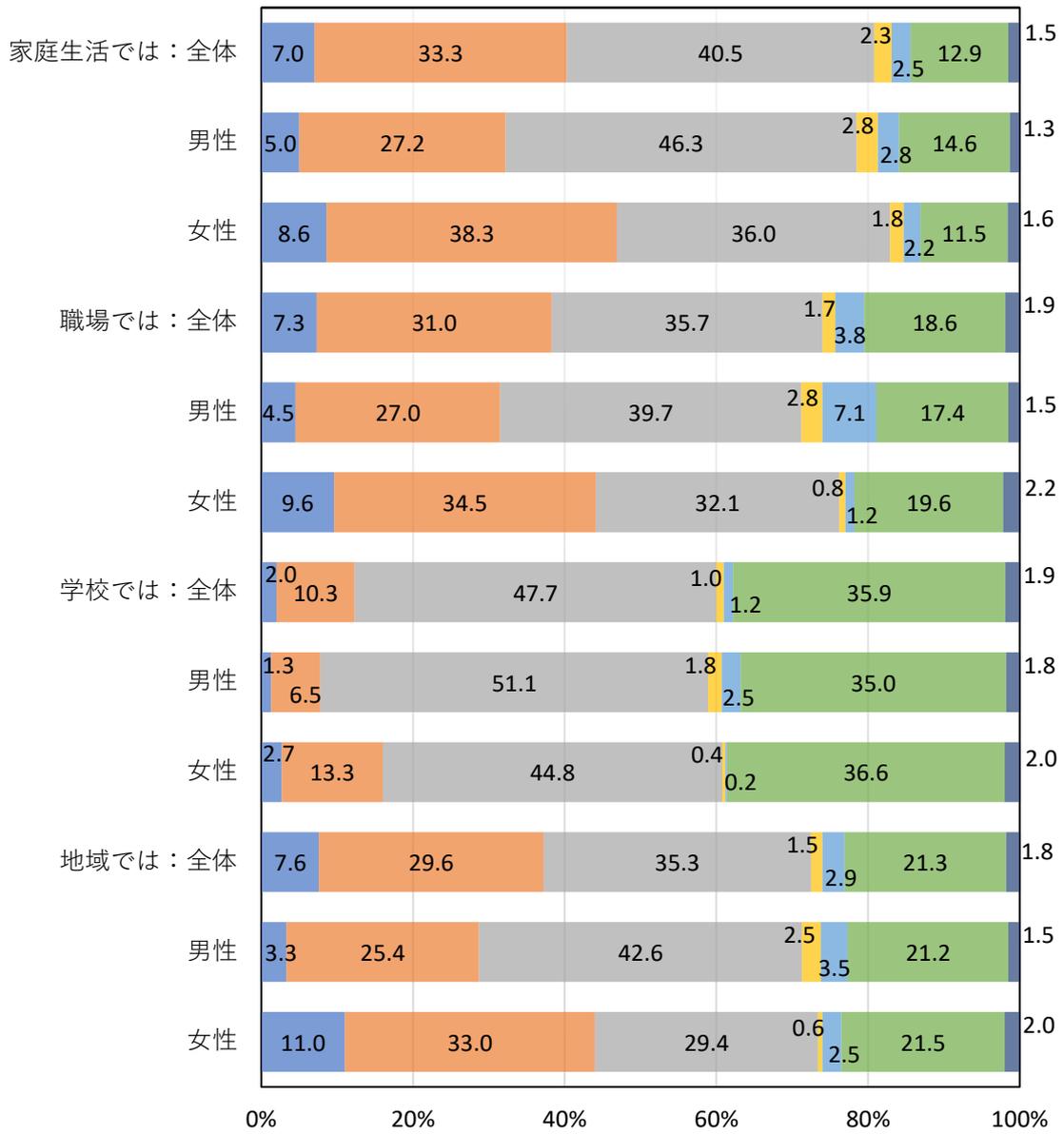
また、男女共同参画の視点から見直されるべき社会制度や慣行への気づきとその見直しに向けた主体的な行動が市民の中で広がるよう、男女共同参画社会の形成に必要な知識の普及を図るため、積極的な広報・啓発を推進する必要があります。



【資料：市民アンケート】

□男女の地位の平等感①□

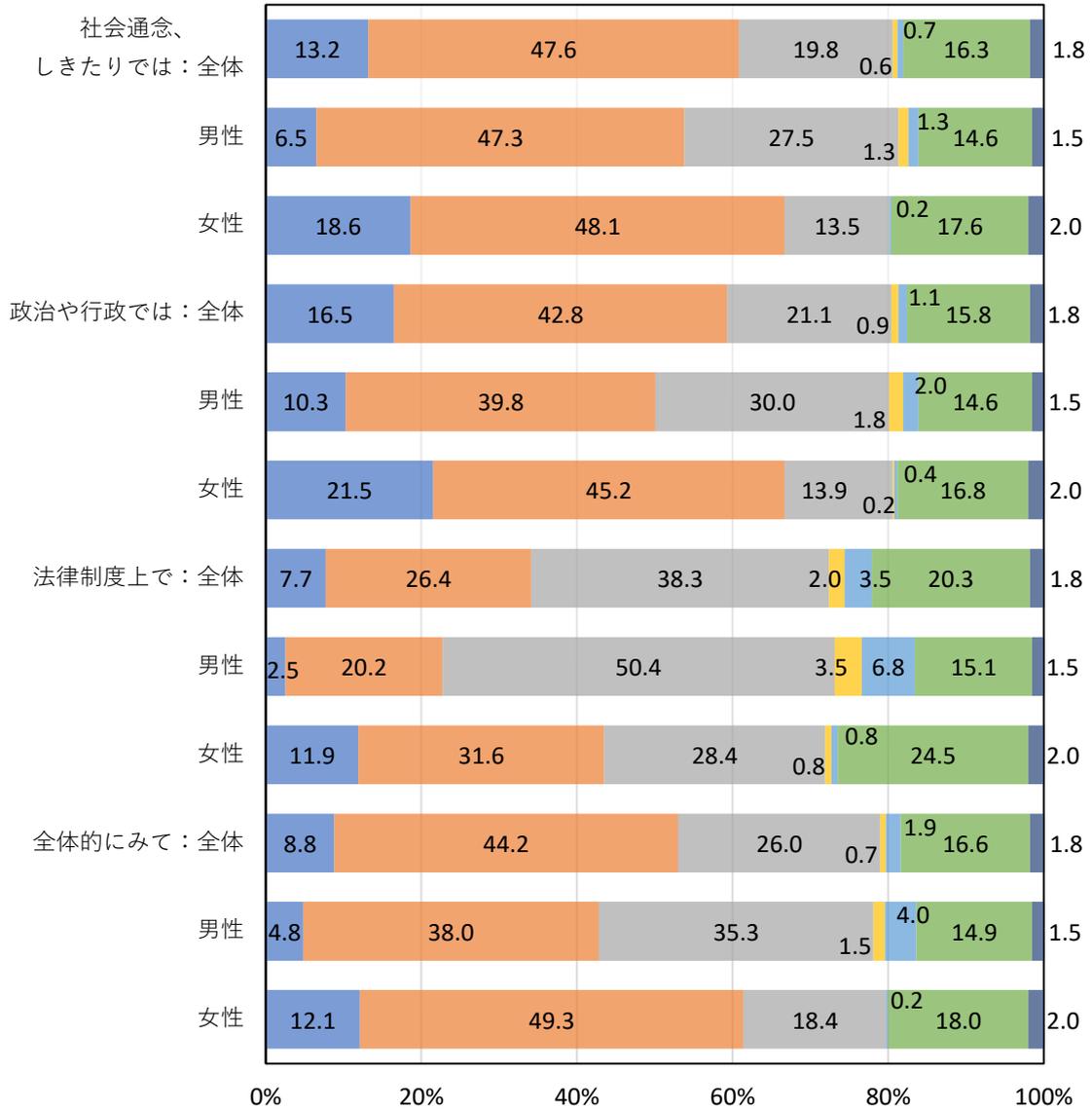
- 男性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば男性が優遇されている
- 平等
- 女性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば女性が優遇されている
- わからない
- 無回答



【資料：市民アンケート】

□男女の地位の平等感②□

- 男性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば男性が優遇されている
- 平等
- 女性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば女性が優遇されている
- わからない
- 無回答



【資料：市民アンケート】

**施策の方向① 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直しへの取組**

施策の概要	内容	担当課
① 家庭、職場、地域における教育・学習の推進	男女共同参画の視点による各種研修会の開催や出前講座を実施し、性別に基づく不合理な社会制度や慣行・しきたりを見直す意識を醸成するための取組を推進します。	地域支援課
② 男女共同参画に関する調査・研究の実施	男女共同参画に関する市民の意識や現状を把握するため、市民アンケートを実施するほか、情報の収集・整備・提供に努めます。	地域支援課
③ 市民の意見を反映させた男女共同参画関連施策の策定・実施	市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策については、市民アンケート等により市民の意見を反映します。	企画課 地域支援課
④ 男女共同参画の推進に関する施策の総合的・計画的実施	市が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、毎年度、男女共同参画の視点を踏まえた進行管理を行い、必要に応じた見直しを行います。	企画課 地域支援課

**施策の方向② 広報・啓発活動を通じた男女共同参画についての理解促進**

施策の概要	内容	担当課
① 広報活動を通じた男女共同参画に関する普及・啓発	市広報紙等を活用し、男女共同参画社会形成のための普及啓発活動を展開します。	総務課 地域支援課
② 男女共同参画の理解を深めるための普及・啓発と情報提供	「鹿児島県男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」、「人権週間」等の様々な機会を捉え、男女共同参画の理解を深める普及啓発活動を展開するとともに、関連する情報を積極的に提供します。	福祉事務所 地域支援課
③ 市職員の男女共同参画に関する理解促進	市民生活に係る施策の策定・実施を担う市職員の男女共同参画意識は、それらの施策を通して本市における男女共同参画社会の形成に直接影響を及ぼすことから、全ての職員が男女共同参画について正しく理解するための研修を実施します。	総務課 地域支援課

## 重点目標 2

### 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

#### 【現状と課題】

社会経済情勢の変化に伴い、人々にとって家庭とともに最も身近な暮らしの場である「地域」は、少子高齢化・過疎化の進行、商店街の衰退、1次産業の担い手不足、経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活に困難を抱える人の増加、家庭における育児・介護の困難や暴力・虐待の発生、犯罪や災害の危険など、多くの課題を抱えています。

そうした多様化・複雑化する地域課題の解決には、行政のみが公共サービスを提供して対応するあり方から、「共助」の力として、地域コミュニティに期待される役割は大きくなっています。

しかしながら、自治会等地域コミュニティにおける組織が、慣行や性別による固定的な役割分担意識に基づき運営されると、住民の家族形態やライフスタイルの多様化等に伴う地域社会の変容への対応が困難になり、若い世代や単身者等の地域との関わりが希薄化するだけでなく、地域活動への参加の機会を阻む要因にもなりかねません。

また、災害が発生すると、平時の固定的な性別役割分担意識が強化され、男女で異なるニーズや状況が配慮されないことなどが、被災者をさらに困難な状況に追い込み、その回復やまちの復興を遅らせることがあります。東日本大震災では、防災分野での男女共同参画の取組や地域における男女共同参画の取組が十分進んでいないことが、現場での様々な問題として顕在化したという面がありました。このことを受け、国は「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成し、女性に配慮した避難所運営などを求めてきましたが、平成28年4月に発生した熊本地震でも、対応が不十分なケースが見受けられました。その後も災害が多発している上、自治体の防災部局と男女共同参画部局や男女共同参画センターの間の連携が不十分な状況ということもあり、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の改定版として「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が令和2年5月に新たに作成されたところです。

防災に係る意思決定の場に女性が参画することや、男女のニーズの違いに配慮し、男女が共に事前の備え、避難所運営、被災者支援等を実施する、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立が求められています。

本市では、市民一人ひとりのより豊かで活気に満ちた暮らしづくりを支えるために、自治公民館連絡協議会、自治会等地域コミュニティにおける組織等が、市と協働して、「公助」のみでは担いきれない地域課題の解決に向けた様々な地域づくり活動を積極的に展開しています。

これらの取組が確かな地域力の向上と持続可能な地域社会の実現につながるためには、性別や年齢、障がいの有無等を超えて、様々な立場を生きる人々が共に生きていくことを支えるといった、人権尊重と男女平等を基盤とする、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を推進する必要があります。

施策の方向① 地域コミュニティ活動等様々な地域づくり活動の促進		
施策の概要	内容	担当課
① 地域づくり活動における男女共同参画推進の基盤づくり	男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を推進する人材を育成するとともに、その活動を支援します。	地域支援課
② 地域における慣行の見直し及び方針決定過程への女性の参画に向けた取組	地域において、固定的性別役割分担意識に基づく旧来の運営のあり方や活動の内容等の慣行の見直しに向けた意識啓発、学習機会の提供等を行うとともに、性別や年齢等にかかわらず広く住民の中から活動の担い手を育成し、方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。	地域支援課 関係各課
③ 男女共同参画の視点に立った高齢男女の社会参加の促進	高齢男女が他の世代とともに社会を支える重要な一員として活躍できるよう、一人ひとりの知識や経験、技能を生かした社会参加を支援します。	社会教育課 高齢者支援課 福祉事務所 地域支援課
④ 男女共同参画の視点に立った安全・安心なまちづくりの推進	地域における犯罪の発生を予防するための防犯活動及び高齢者の見守り活動などに、男女双方の幅広い世代の参画を促進します。	高齢者支援課 福祉事務所 地域支援課
⑤ 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立	地域防災計画の策定・執行にあたっては男女共同参画の視点を取り入れるとともに、適切に避難所運営や被災者支援等が行われるよう、防災関係者に対して意識啓発を図ります。	総務課 地域支援課
⑥ 文化の伝承や地域活動への参画促進	文化の伝承や地域活動など、男女幅広い世代の参画を促進します。 特に郷土芸能は、少子化に伴う後継者不足の状況にあり、伝承活動への支援や発表機会の充実に取り組みます。	社会教育課

### 重点目標 3

#### 男女共同参画を正しく理解し、推進するための教育・学習の充実

##### 【現状と課題】

男女共同参画社会の形成を促進するための基礎となるのが、教育・学習です。

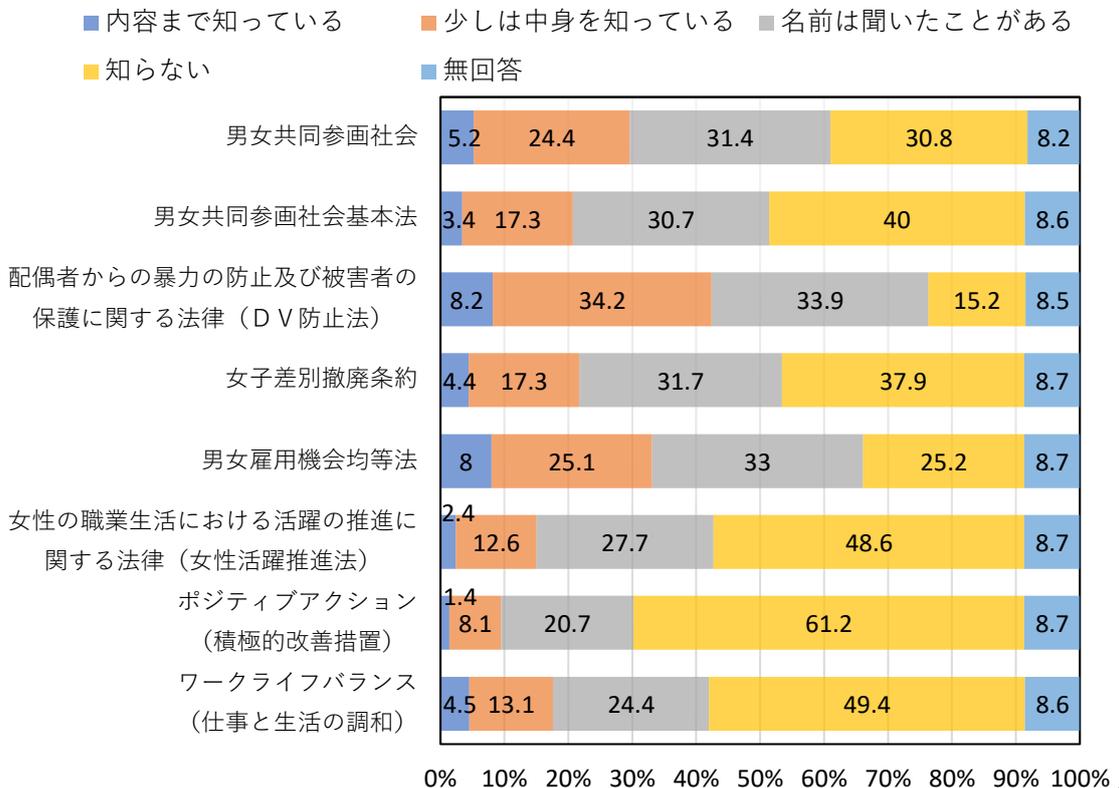
市民アンケートにおいても、「男女がともに活躍できる社会の実現に向けて、西之表市が力を入れるべきこと」として、約5割の人が「子どもの頃からの男女平等教育の推進」が必要であると回答しています。

このようなことから、学校、家庭、地域、職場等が相互に連携し、固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等意識の形成と男女共同参画についての理解の深化を図るための教育・学習に取り組み、その理解を社会全体に広げる必要があります。

特に、これまで当事者意識を持って主体的に男女共同参画についての学習に参加する機会が少なかった男性や子ども、若年層を対象にした積極的な取組が必要です。なかでも、子どもたちを対象とした学校教育や家庭教育におけるこれらの取組は、子どもたちの自己肯定感や自尊感情を育むとともに、将来を見据えた自己形成につながることから、男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育と併せて進めていくことが重要です。

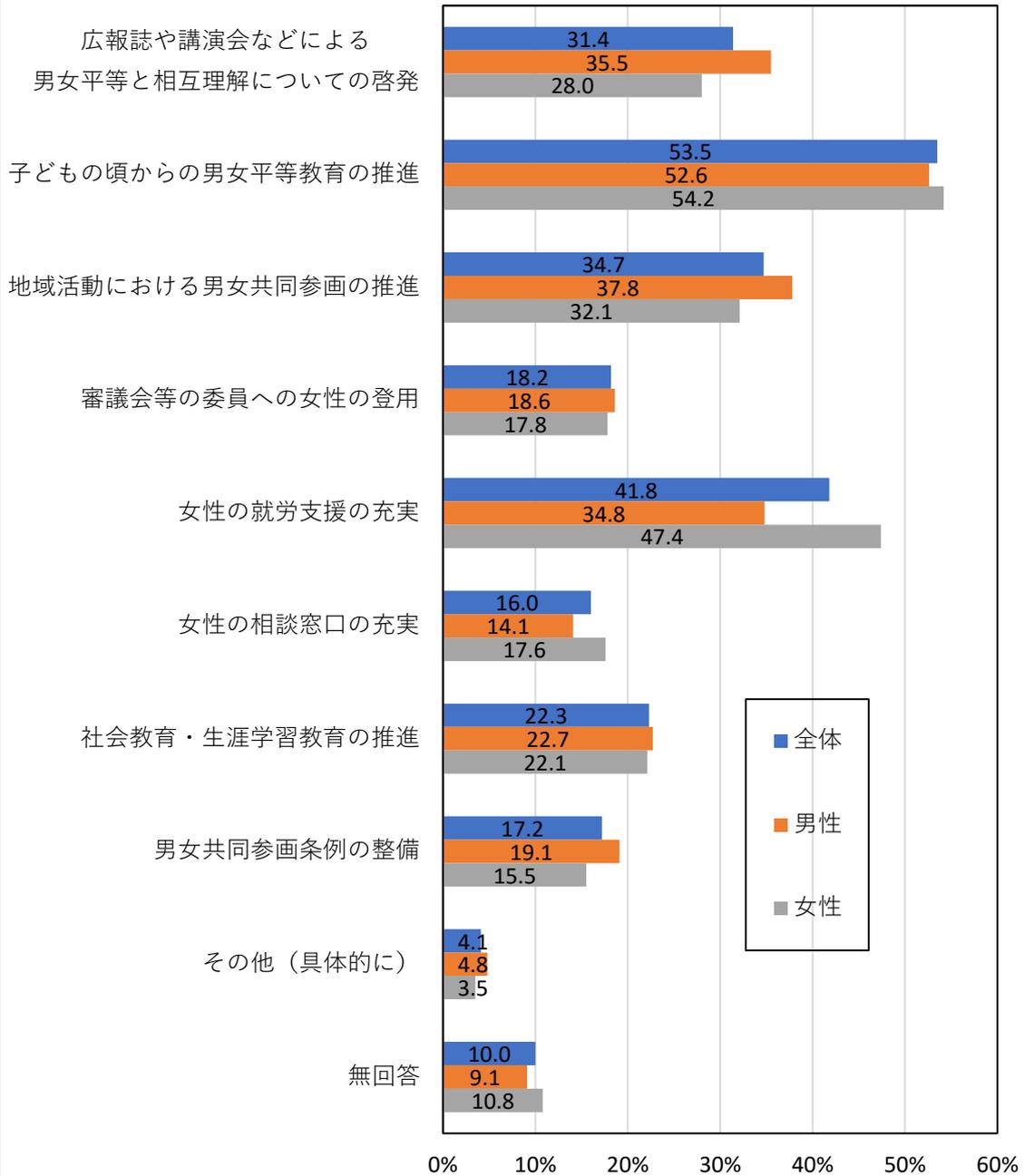
また、男女が主体的に多様な生き方や働き方を選択できるように、ライフスタイルに応じたきめ細やかな支援を行うとともに、これまで性別による社会的制約等により男性に比べて能力を生かす機会が少なかった女性のエンパワメントを促進する必要があります。

##### □ 男女共同参画の関連用語の認知度 □



【資料：市民アンケート】

□男女がともに活躍できる社会の実現に向けて  
西之表市が力を入れるべきこと□



【資料：市民アンケート】

施策の方向① 学校等における人権尊重と男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進		
施策の概要	内容	担当課
① 教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための研修等の取組の促進	教職員（幼稚園教諭を含む。）や保育士等を対象に、男女共同参画の理念を理解するための研修等を実施します。	学校教育課 福祉事務所 地域支援課
② 学校教育活動全体を通じた人権尊重と男女平等を推進する取組の充実	各教科や特別活動などの学校教育活動や学校の運営全体が、人権尊重と男女平等の理念のもとに行われるための取組を推進します。	学校教育課

施策の方向② 家庭や地域における男女共同参画の理解の促進		
施策の概要	内容	担当課
① 地域社会における男女共同参画に関する学習機会の提供	地域における男女共同参画に関する学習機会を提供します。なお、ファミリー・サポート・センターの活用等により、育児中の市民の学習を支援します。	福祉事務所 地域支援課
② 社会教育における男女共同参画に関する教育・学習の推進	社会教育において、固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画意識を醸成するための学習機会を提供するとともに、様々な学習に男女共同参画の視点を立てることを推進します。そのような学習には、女性のみならず男性の積極的な参加を促します。	社会教育課 地域支援課
③ 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進と相談体制の充実	男女共同参画の視点を踏まえた家庭教育に関する学習機会と子育てに悩みを抱える保護者等に対する相談体制の充実を図ります。	社会教育課 福祉事務所 地域支援課
④ 各種相談員への意識啓発	男女共同参画について理解を深め、男女共同参画の視点をもって相談業務に従事できるよう、相談員を対象に研修会を実施します。	総務課 福祉事務所 地域支援課

施策の方向③ 多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の充実		
施策の概要	内容	担当課
① 男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育の推進と進路・就職指導の充実	<p>男女共同参画の視点に立った子どもの頃からの総合的なキャリア教育を推進します。</p> <p>その際、社会・経済・雇用などの基本的な仕組みや労働者としての権利・義務、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性について、理解の促進を図ります。</p> <p>また、児童生徒一人ひとりが自らの生き方を考え、性別にとらわれることなく、主体的に進路や職業を選択する能力・態度を身に付けるよう、進路指導や職場体験・インターンシップなどの体験活動を推進します。</p>	学校教育課
② 生涯にわたる学習機会の充実と能力開発の促進	<p>男女が人生のそれぞれの段階で多様な生き方を選択できるよう、時代に即応した様々な生涯学習の機会を提供します。</p> <p>また、男女が生涯において学び続け、能力を發揮できるよう、学習機会の提供を促進します。</p>	学校教育課 社会教育課 地域支援課

施策の方向④ 性の多様性についての理解促進		
施策の概要	内容	担当課
① 性的少数者（LGBTQ）への偏見と差別の解消に向けた、正しい理解の促進	<p>性的少数者（LGBTQ）であることを理由にした偏見や差別の解消により、誰もが個人として尊重され、それぞれの能力と個性を十分に発揮し、安心して充実した生活を送ることができるよう性の多様性に関する正しい理解促進のための情報提供を行う等、啓発に取り組むとともに、相談に適切に対応します。</p> <p>学校においては、教職員の一層の理解促進に努め、日頃から児童生徒が相談しやすい環境づくりに取り組みます。</p> <p>市職員については、適切な対応ができるよう研修を実施します。</p>	総務課 福祉事務所 学校教育課 地域支援課

## 重点目標 4

### 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

#### 【現状と課題】

すべての人には、安心、安全に暮らし、自分の生き方を自分で選び取り、人生を豊かに生きる権利がありますが、その基本的な人権を侵害するものとして、様々な暴力があります。

そのうち、配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、人身取引等の暴力の被害者の多くは女性です。その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、過去から今日に至るまで、男女が置かれてきた社会的・構造的問題があると言われており、これらの暴力の根絶は男女共同参画社会を形成する上での喫緊の課題です。

そのため、「配偶者暴力防止法」や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」におけるセクシュアル・ハラスメント防止規定、その他法制度に基づき、社会的な取組が進められてきたところです。

しかしながら、暴力は依然として存在し、命に関わる重大事件も発生しており、被害者は、心身ともに大きなダメージを受け、それによって、就業その他社会活動に困難を抱えています。

市民アンケートによると、配偶者や親しい異性から身体的、精神的、性的暴力のいずれかを1度でも受けた経験があると回答した人は250人・28.2%で前回調査(210人・21.6%)から増加していますが、配偶者や親しい異性から暴力を受けた経験のある男性の56.9%、女性の51.0%、全体53.1%は、「どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)」と回答しており、暴力が潜在化しやすい傾向にあります。

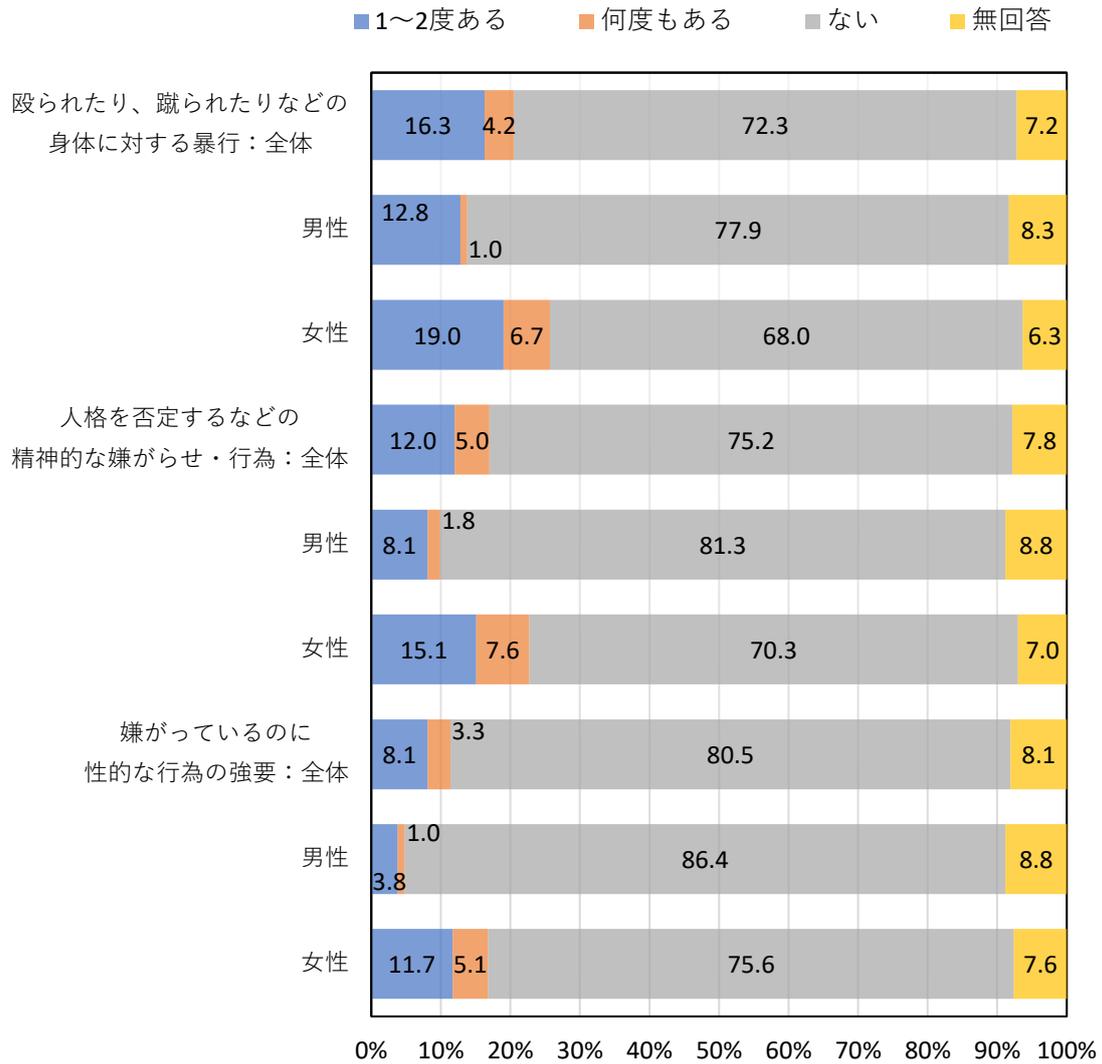
一方、被害者が必要とする支援を提供し、将来において新たな被害者を生み出さないために、加害者対応の必要性も高まっています。

また、近年、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力をはじめ、「暴力」は一層多様化しています。

こうしたことから、暴力の背景や構造について正しい理解を広め、啓発活動等を実施し、暴力を許さない意識の醸成を図るとともに、相談員の人材育成等相談体制の充実をはじめ被害者が相談しやすい環境づくりを進め、被害の潜在化を防止する必要があります。

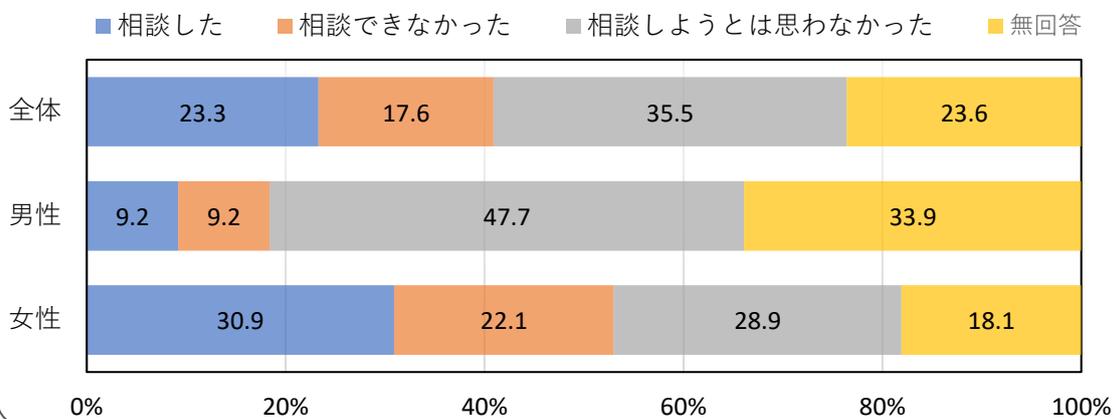
また、関係機関・団体との連携を強化し、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応に努め、総合的で切れ目のない被害者支援を行う必要があります。

□配偶者等から暴力・DVを受けた経験□



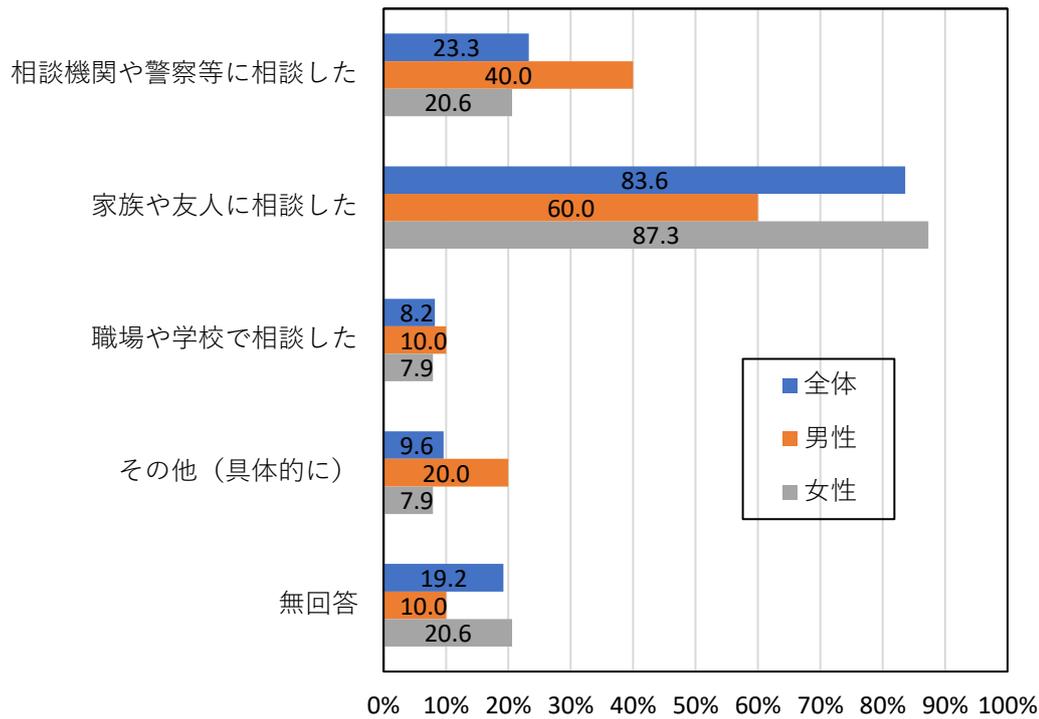
【資料：市民アンケート】

□配偶者等からの暴力・DVの相談状況□



【資料：市民アンケート】

□配偶者等からの暴力・DVについての相談先□



【資料：市民アンケート】

施策の方向① 暴力の根絶に向けた社会基盤づくり

施策の概要	内容	担当課
① 暴力を容認しない意識の醸成と環境づくり	関係機関・団体と協働して広報・啓発活動を実施し、暴力は許さないという意識の醸成を図ります。	福祉事務所 地域支援課
② あらゆる暴力の防止対策の推進	配偶者等からの暴力、セクハラ、性犯罪、ストーカー行為等は、重大な人権侵害であるという認識を高めるため、地域、職場、学校、家庭など社会のあらゆる分野において、人権意識や男女平等意識を高める教育や広報・啓発に取り組みます。	学校教育課 社会教育課 福祉事務所 地域支援課
③ 子どもや若年層の間で起きる暴力を予防する啓発の推進	子どもたちに対して、暴力は許さないという意識を持ち、一人ひとりの人権を尊重した対等な人間関係を築くための学習機会を提供します。また、交際相手からの暴力を予防・防止するため、民間団体と協働して、教育関係者や生徒・学生、保護者等を対象にした研修会の開催などに取り組みます。	学校教育課 社会教育課 福祉事務所 地域支援課

施策の方向② 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進		
施策の概要	内容	担当課
① 総合的施策の推進と関係機関・団体等との連携・協力体制の充実	地域の実情に応じた配偶者等からの暴力対策が積極的に行われるよう基本計画を策定し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に総合的に取り組み、関係機関・団体等との連携強化を図ります。	福祉事務所 地域支援課
② 被害者の早期発見のための環境づくり	地域において、民生委員・児童委員等の日常生活でかかわりを持つ人々の間で、被害者を早期に発見し、適切な支援に結びつけていくことができるよう、配偶者等からの暴力の現状や特性、被害者保護の制度についての研修会の開催や情報提供等を行います。	福祉事務所 地域支援課
③ 被害者の安全の確保	身の安全を確保するため保護する必要がある被害者については、関係機関と連携・協力して、一時保護施設への入所等の適切な保護に結びつけます。	福祉事務所 地域支援課
④ 相談体制の充実	相談者に適切な対応が取れるよう相談員・支援者への研修機会の充実を図ります。 また、配偶者等からの暴力に対する深い理解と専門的な対応技術を身につけた相談員等を養成し、相談しやすい体制づくりを推進します。	福祉事務所 地域支援課
⑤ 配偶者等からの暴力への対応	配偶者等からの暴力の被害者を発見しやすい立場にある教育関係者や保健医療関係者等を対象に、配偶者等からの暴力に関する理解を深め、若年層が相談しやすい環境づくりと相談対応の充実を図るための研修等を実施し、被害者の早期発見と安全確保を含めた適切なケアを行います。	学校教育課 社会教育課 高齢者支援課 福祉事務所 地域支援課

施策の方向③ 相談窓口の周知と相談体制の充実		
施策の概要	内容	担当課
① 配偶者等からの暴力に関する住民への広報・啓発の促進	市広報紙やリーフレット等を活用し、各相談窓口について広報・周知します。	福祉事務所 地域支援課
② 安心して相談できる相談環境の整備	プライバシーの保護や相談者の心情に配慮した相談室の環境づくりに取り組むとともに、多様な相談ニーズに対応するため、関係機関等との速やかな連携が図られるよう、体制の整備に取り組めます。	福祉事務所 地域支援課

施策の方向④ 関係機関及び支援機関との連携の強化		
施策の概要	内容	担当課
① 関係機関等との連携・協力体制の充実	西之表市配偶者等からの暴力対策庁内連絡会議を開催し、被害者の保護に関し、庁内の関係部署が相互に連携し、配偶者等からの暴力の被害者への的確な支援を行います。	学校教育課 建設課 高齢者支援課 福祉事務所 地域支援課
② 相談体制の充実に向けた研修等の実施	被害者と接する機会の多い窓口担当者等に対しては、配偶者等からの暴力の特性に関する理解、被害者の個人情報の保護への配慮などについて研修を行い、不適切な対応による被害者への更なる被害（二次被害）を防止します。	総務課 高齢者支援課 福祉事務所 地域支援課

施策の方向⑤ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進		
施策の概要	内容	担当課
① 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進	職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止が盛り込まれた男女雇用機会均等法及び同法に基づいて定められた事業主が雇用管理上講ずべき措置の周知を図り、相談体制の充実を図ります。	総務課 経済観光課 福祉事務所 地域支援課
② 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	教育現場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策については、文部科学省「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規定」に基づき、全教職員を対象とした研修の実施や苦情処理体制の整備など防止対策の取組を推進します。	学校教育課 教委総務課
③ 社会におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	学校、地域社会などにおけるセクシュアル・ハラスメント防止のための研修や広報啓発活動を推進します。	地域支援課

## 重点目標 5

## 生涯を通じた男女の心身の健康支援

## 【現状と課題】

男女共同参画社会の形成に当たっては、性別にかかわらずすべての人が、その個性と能力を発揮し、あらゆる分野において主体的に行動するための基盤となる心身の健康に関する取組は重要です。

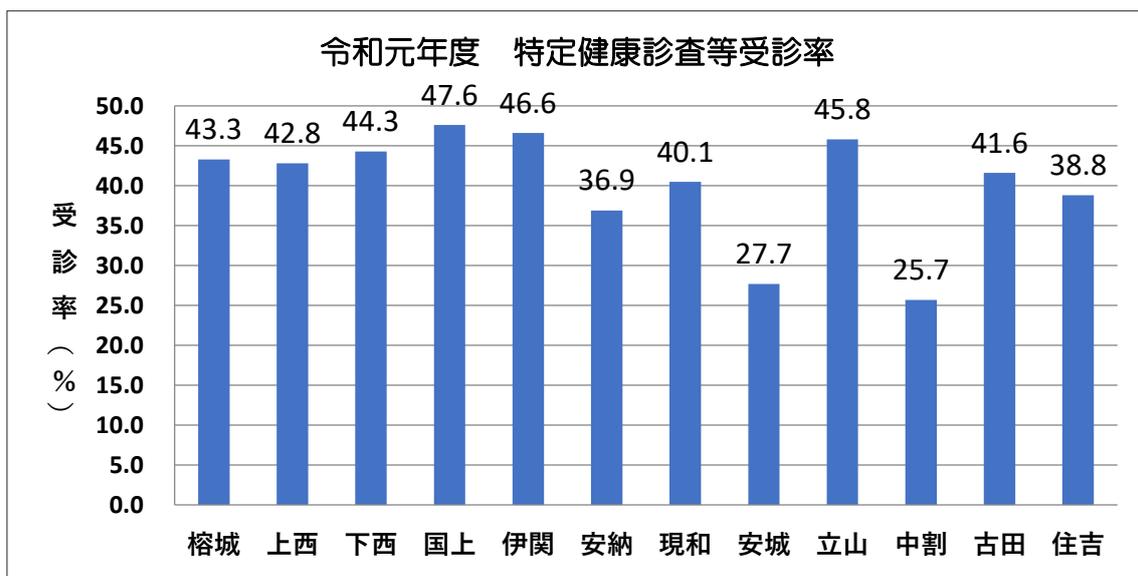
そのためには、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、心身及びその健康についての正しい知識と情報を入手できるようにすることに加え、特に女性においては妊娠・出産や更年期疾患を経験する可能性があるといった、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することについて、十分な配慮が必要です。

さらに、近年の女性の就業等の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策が必要です。

また一方で、望まない妊娠や性感染症の実態がありますが、その背景には性に関する正しい知識や情報の不足のほか、女性による性についての主体的な判断と行動を阻む社会的性別（ジェンダー）があり、それに起因する性的暴力の要因となっていることもあります。

そのため、女性が、生涯安心した性生活をはじめ、健康な生活を営むことができるよう、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）についての市民への意識の浸透を図るとともに、女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な取組が必要です。

加えて、鹿児島県の自殺者の約7割は男性であり、この背景には、職場で長時間労働を強いられていたり、家庭で経済的負担を負っていたりする男性の姿があり、男性自身が「男性としてのあるべき姿」に縛られ、悩みや問題を一人で抱え込み、精神的に孤立している状況にあります。このため、男女共同参画の視点を踏まえ、自殺予防も視野に入れた心身の健康支援や中高年男性への意識啓発活動を進める必要があります。



【資料：健康保険課】

## 令和元年度 特定健康診査等受診状況（人間ドック・情報提供を含む）

校区名	受診対象者	受診者	受診率
榕城	1, 378	597	43.3
上西	138	59	42.8
下西	406	180	44.3
国上	286	136	47.6
伊関	133	62	46.6
安納	111	41	36.9
現和	357	143	40.1
安城	83	23	27.7
立山	24	11	45.8
中割	35	9	25.7
古田	113	47	41.6
住吉	227	88	38.8
市全体	<b>3, 291</b>	<b>1, 396</b>	<b>42.4</b>

【資料：健康保険課】

## 施策の方向① 生涯を通じた男女の健康づくりへの支援

施策の概要	内容	担当課
① 心身及びその健康についての正しい知識の普及と情報提供	<p>男女が、生涯を通じて、その健康状態に応じて適切に自己管理を行うために、心身及びその健康についての正しい知識を普及し、相談体制、健（検）診体制を充実させるとともに、性差に配慮した医療や健康支援を推進します。</p> <p>特に女性は、その心身の状況が思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期等人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目しつつ、近年における女性の就業等の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた、適切な健康の保持・増進を支援します。</p>	健康保険課 福祉事務所 地域支援課

施策の方向① 生涯を通じた男女の健康づくりへの支援（つづき）		
施策の概要	内容	担当課
② 健康づくり推進体制の充実	保健センターを健康づくりの拠点として、利用しやすい体制づくりを推進します。 また、健康づくり推進員などの協力を得ながら、各地域主催の健康づくり教室などを開催し、地域ぐるみの健康づくりを推進します。	健康保険課
③ 男女の身体的違いやニーズを踏まえた健康づくりの支援	男女の身体的違いに配慮するとともに、男性は女性に比べて肥満、喫煙、飲酒等の健康指数が悪く、30代、40代を中心に長時間労働者が多い状況等を踏まえ、男性の生涯を通じた健康づくりを支援する取組を推進します。 また、男性は悩みや問題を一人で抱え込み、精神面で孤立しやすいなど、男女の生活習慣や意識、就労・生活環境の違いも踏まえ、生活習慣病の予防・改善やメンタルヘルスケアの普及啓発、相談体制の充実を図ります。	健康保険課 福祉事務所 地域支援課
④ 性別や男女のニーズに応じた医療、健（検）診及び相談の環境整備	性別に応じた的確な医療や健康支援を受けられるよう普及啓発を図ります。 また、女性特有のがんである乳がんや子宮がんの早期発見・予防のための普及啓発や、がん検診受診率の向上に取り組むとともに、女性が受診及び相談しやすい環境を整備します。	健康保険課 福祉事務所 地域支援課
⑤ 各世代に応じた保健事業の実施	広報活動を強化し、健（検）診受診率向上を目指します。 国保特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上により、生活習慣病の発症及び重症化予防を目指します。	健康保険課
⑥ 地域や学校等における食育の推進	食生活を取り巻く環境が急激に変化する中で、栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ、健康への影響が懸念されていることから、性別にかかわらず誰もが、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する能力を育むため、食育に関する施策を推進します。 その際、若い女性のやせすぎや貧血、中高年の肥満の予防、男性の家事や健康管理の能力向上にも配慮します。	学校教育課 教委総務課 農林水産課 健康保険課

### 施策の方向② 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進

施策の概要	内容	担当課
① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての概念の普及啓発	男女共同参画の正しい理解のもと、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の重要性について、市民への理解の浸透に取り組みます。	健康保険課 福祉事務所 地域支援課
② 性に関する正しい知識の普及	子どもたちが、性に関して正しい知識を身に付け、適切な行動を取ることができるとともに、一人ひとりの生命と人権を尊重し、相手を思いやり、対等でより良い人間関係を築いていくことができるよう、学校と家庭や地域、関係機関が連携・協力し、学校教育活動全体を通じて人権と男女共同参画の視点に立った性教育に取り組みます。	学校教育課 健康保険課 福祉事務所 地域支援課

### 施策の方向③ 健康づくりのための生涯にわたるスポーツ活動の推進

施策の概要	内容	担当課
① 男女を問わずスポーツ・レクリエーションに親しむことができる環境整備	男女がそれぞれの年齢や体力、技術、興味、目的に応じて、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、生涯スポーツの振興に努めます。	社会教育課
② スポーツ・レクリエーション活動における女性参画の拡大	地域の実態や住民のニーズに応じたスポーツ・レクリエーションに関する指導ができる女性の人材の養成・活用を支援します。	社会教育課

## 重点目標 6

### 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進(女性活躍推進計画)

#### 【現状と課題】

就業は、個人の生活に経済的基盤を与えると同時に、自己実現につながるものです。

そのため、性別にかかわらず一人ひとりが、その能力を十分に発揮することができる就業環境を整備することは、人権尊重の視点から極めて重要であるとともに、ダイバーシティの推進による社会・経済活動の活性化という点からも要請されます。

しかしながら、出産前に仕事をしていた女性の半数以上が第1子の出産を機に退職し、その多くが出産・育児期に就業を中断することから、女性の年齢階級別労働力率を表す本市の曲線は、30代前半を底とするゆるやかなM字カーブを描いています。次に、雇用形態（全国）についてみると、子育て期にあたる年代以降は、パートタイム労働等の非正規雇用の割合が高くなっており、賃金や管理職等への登用など、就業の場の待遇や機会において男女間の格差も存在しています。

そのため、継続して就業できる制度・環境の整備や積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を促進し、女性の就業継続や再就職の支援及び登用促進並びに男女の機会と待遇の均等の確保に取り組む必要があります。

また、非正規雇用は、多様な就業ニーズに応える側面もあるものの、正規雇用を希望しながら非正規で働く人も少なくありません。女性の雇用者のうち非正規雇用者が過半数を占め、その多くは給与水準が低く、女性が貧困に陥りやすい要因になっていることから、不安定な非正規雇用環境の是正に向けた取組が必要です。

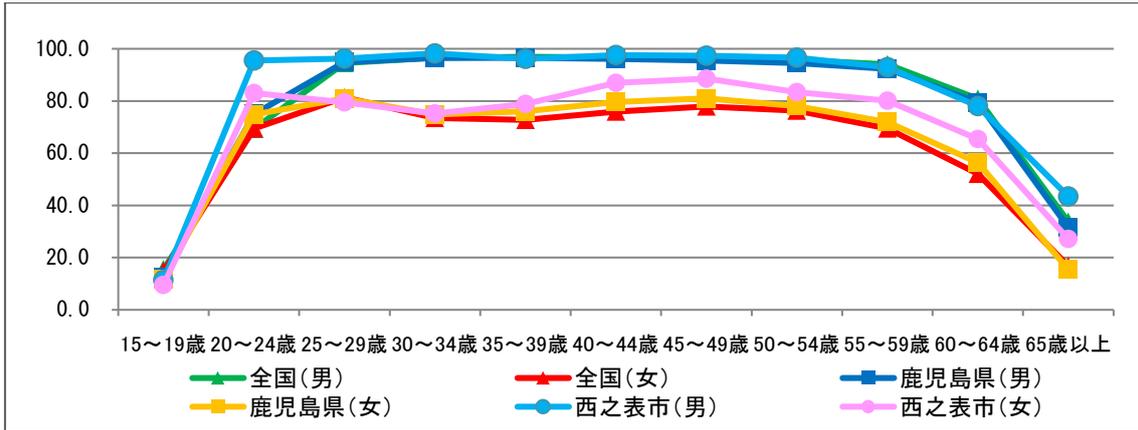
なお、経済の長期的低迷やグローバル化の進展等は、男性の雇用環境も不安定化・悪化させ、中高年失業者の増加や若年層への非正規雇用の拡大、長時間労働の常態化による心身の健康状態の悪化など、人権尊重の視点から看過できない様々な問題が生じています。この背景にも、一人ひとりの多様な働き方に中立ではない制度や慣行があり、男女ともに安心して働き、暮らしていけるための雇用環境の整備が求められています。

さらに、雇用の分野だけでなく、農林水産業や商工業等の自営業、起業の分野においても、男女が均等な機会と待遇の下で能力を発揮できる環境を整備し、経営への女性の参画を促進する必要があります。

加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により住民の生活様式は変容し、また経済活動は大きな影響を受けました。このような中で、健康な生活を確保し、地域経済を力強く回復させていくために、その担い手としての女性の活躍の重要性が増しています。

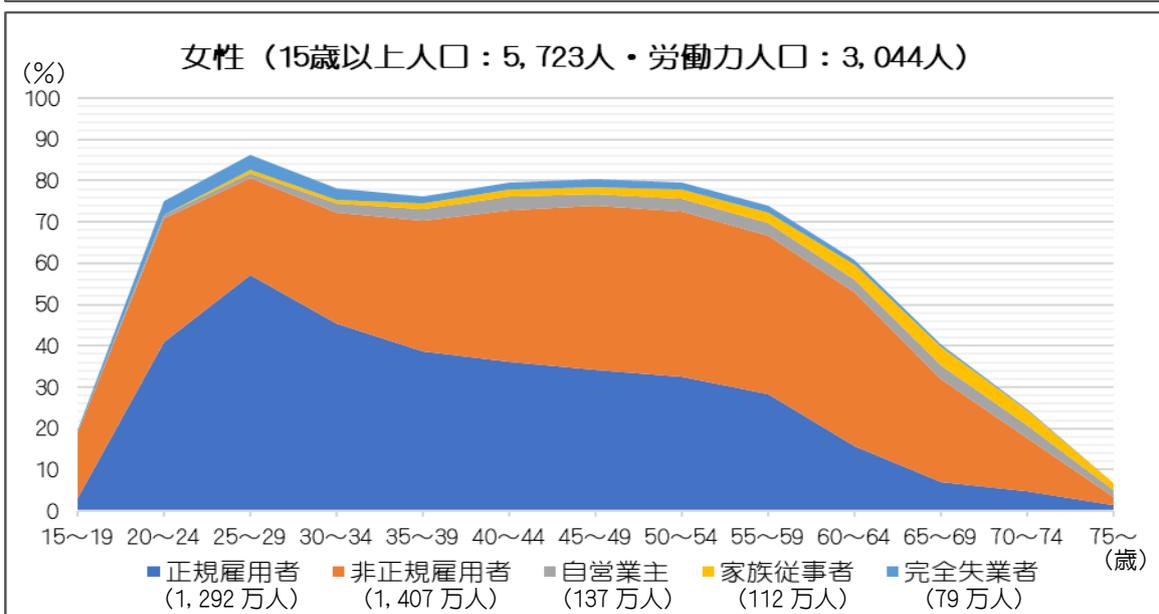
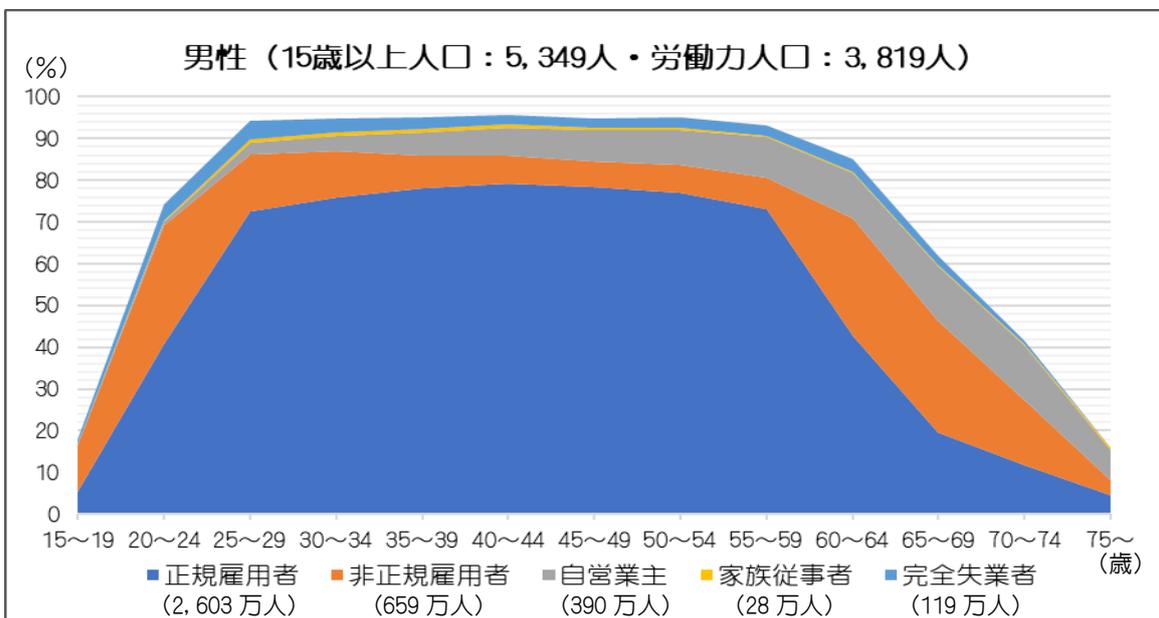
人口減少が進む中、将来にわたって活力ある日本社会を維持するには、維持可能な地域社会を構築する必要があります。人口減少の問題は地域によって状況が異なっており、女性の活躍をめぐる状況や住民の意識も地域によって様々であることから、地域の実情に応じた取組が重要となっています。

●【男女別年齢階級別労働力率（平成 27 年）〔全国、県、本市〕】



【平成 27 年国勢調査】

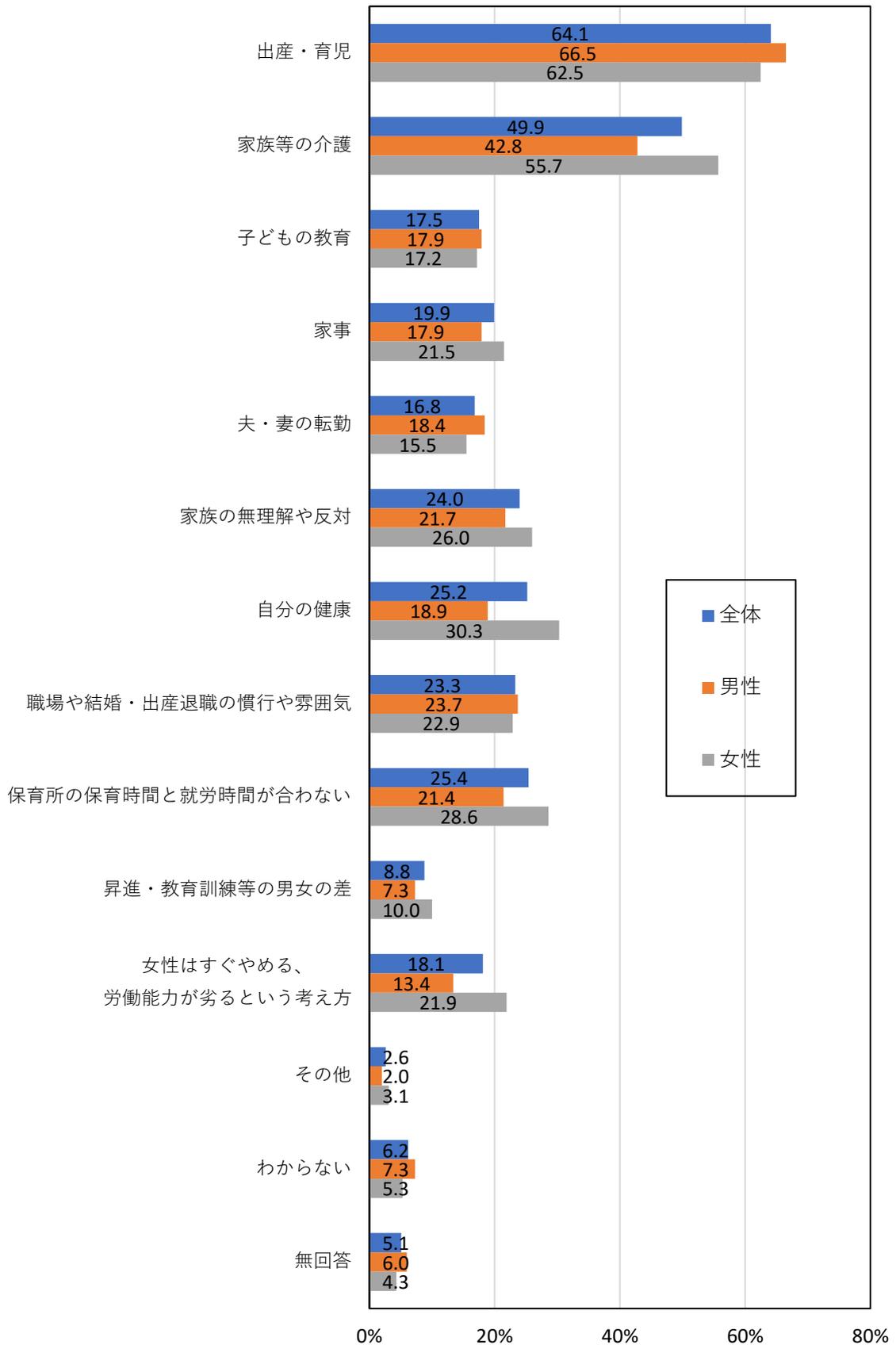
●【年齢階級別労働力率の就業形態別内訳（男女別・令和 2 年度）】



（備考）1. 総務省「労働力調査（基本集計第1-2表）」（2020年度）より作成。

2. 正規雇用者は「正規の職員・従業員」と「役員」の合計。非正規雇用者は「非正規の職員・従業員」。

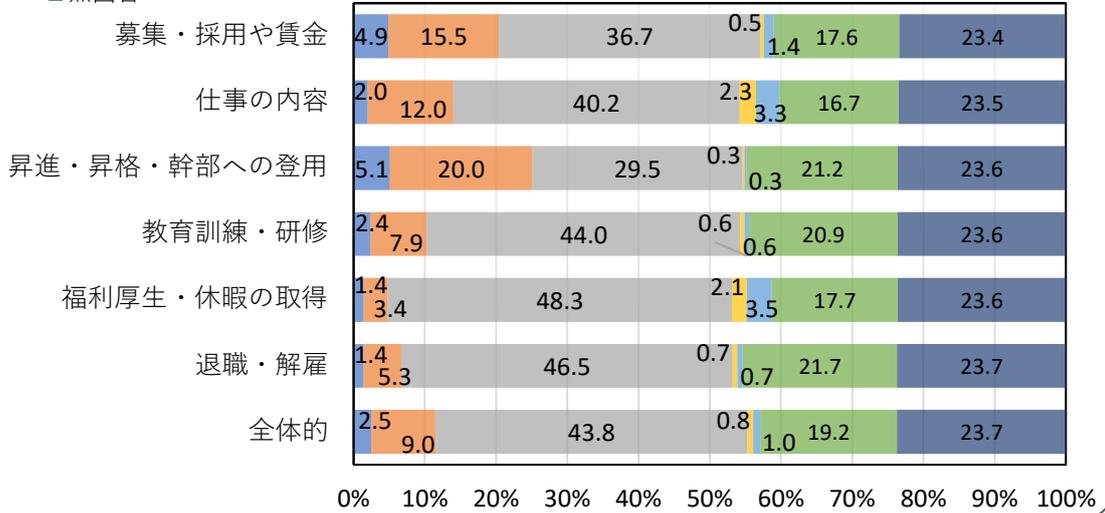
□女性が長く働き続けるうえで困難になっている理由□



【資料：市民アンケート】

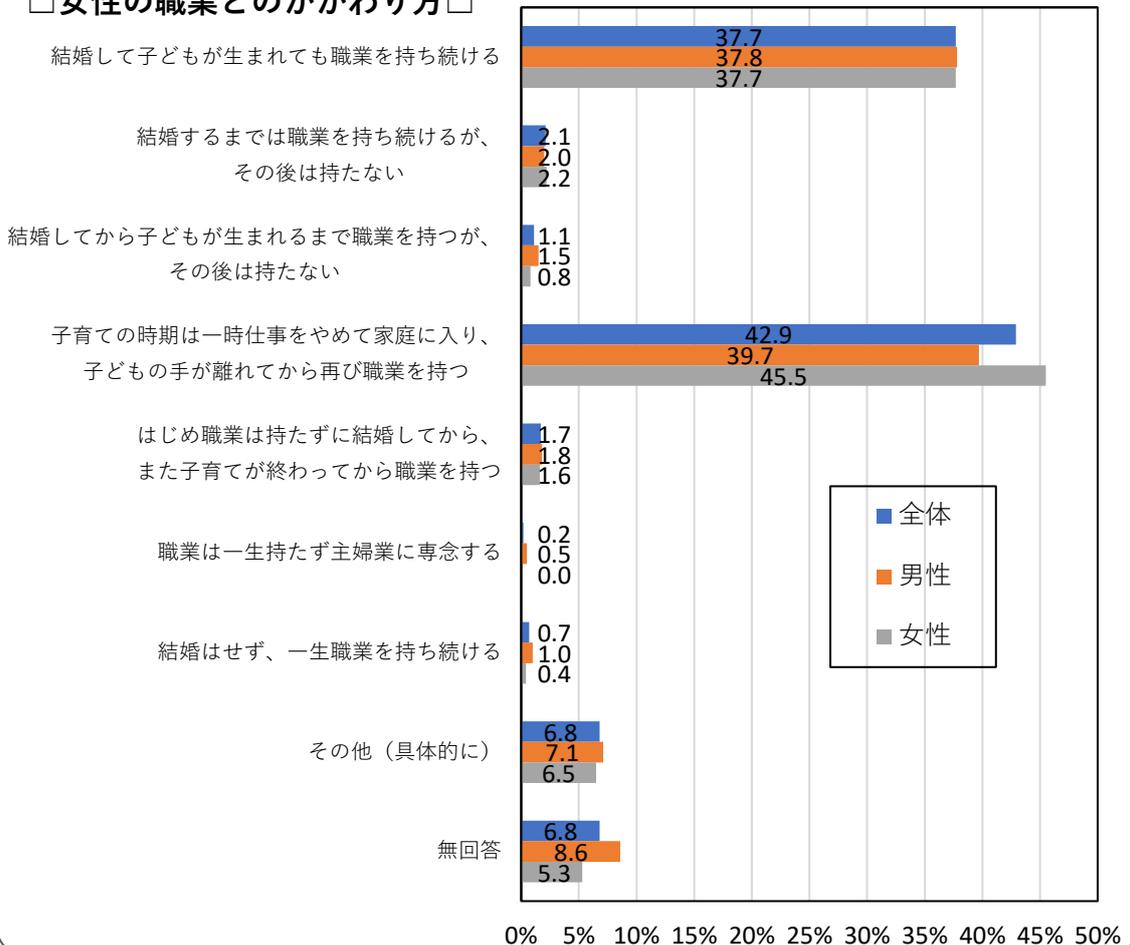
□ 職場における処遇の違い □

- 男性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば男性が優遇されている
- 平等になっている
- どちらかといえば女性が優遇されている
- 女性の方が非常に優遇されている
- 無回答
- わからない



【資料：市民アンケート】

□ 女性の職業とのかかわり方 □



【資料：市民アンケート】

施策の方向① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保		
施策の概要	内容	担当課
① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	募集・採用、配置・昇進の雇用ステージにおける性別を理由とした差別の禁止を規定する男女雇用機会均等法関係法令の幅広い周知・啓発を推進します。	経済観光課 地域支援課
② 非正規労働者の雇用環境の整備促進のための関係法令や諸制度の普及・啓発	パートタイム労働者や有期雇用労働者などの非正規労働者の雇用条件や雇用環境の整備を促進するため、正規労働者との均衡のとれた公正な待遇の確保や通常の労働者への転換の推進等を規定するパートタイム・有期雇用労働法（「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」）をはじめ、関係法令の周知を図ります。	経済観光課 地域支援課
③ ハラスメント防止対策の推進	性別を理由とする採用・配置・昇格等における差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発を行います。	総務課 経済観光課 地域支援課
④ 雇用に関する各種相談窓口の周知と情報提供	雇用の場における差別や就業条件、その他労働に関する相談窓口の周知と情報提供を行います。	経済観光課 地域支援課

施策の方向② 農林水産業・商工業等自営業の分野における就業環境の整備		
施策の概要	内容	担当課
① 農林水産業等自営業の分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進	農林水産業に従事する女性の家事・育児・介護等の負担の軽減や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進し、女性が男性と対等なパートナーとして農林水産業経営に参画することを実現するために、女性に経営者として必要な知識・技術を習得する機会を提供するとともに、農業分野においては、家族経営協定の締結を推進します。	農業委員会 農林水産課

### 施策の方向② 農林水産業・商工業等自営業の分野における就業環境の整備 (つづき)

施策の概要	内容	担当課
② 商工業等自営業の分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進	<p>商工業等自営業の就業環境を整備し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進するとともに、女性の経営における役割や貢献が適正に評価されるよう商工会等を通じた普及啓発を行います。</p> <p>また、女性の経営等の方針決定過程への参画を促進するため、能力開発の機会提供に努めます。</p>	経済観光課
③ 農林水産業・商工業等自営業従事者への学習機会の提供	<p>農林水産業・商工業等自営業に従事する女性の労働が適正に評価されるように、男女共同参画の視点に立った家族経営協定の締結などの取り決めを働きかけるとともに、労働軽減技術に関する情報提供など、安全で快適に働くための研修機会や情報の提供に努めます。</p>	農林水産課 経済観光課

### 施策の方向③ 一人ひとりの能力を発揮するための支援

施策の概要	内容	担当課
① 就業継続や再就職の支援	<p>多様な生き方、働き方があることを前提に、各人がそれぞれの生き方を選択する際に、職業生活においてもその能力を十分に発揮できるように様々な支援を行います。</p> <p>子育て・介護をしながら就業を目指す女性に対して、就職に役立つ情報やテレワーク等の学習機会の提供、関係機関との連携などを通して再就職を支援します。</p>	経済観光課 地域支援課
② 職業能力開発等の支援	<p>専門的な技術が習得できるように、職業訓練に関する情報提供を行います。</p>	経済観光課 地域支援課
③ 起業に対する情報提供	<p>商工会等関係機関と連携して、起業に関する知識や手法に関する情報提供を行います。</p>	経済観光課

施策の方向③ 一人ひとりの能力を発揮するための支援（つづき）		
施策の概要	内容	担当課
④ 高齢男女の就業支援への取組	<p>高齢者の健康で自立した暮らしと、生きがい作りを目的とした多様な働き方のために、シルバー人材センター等の関係機関と連携して就業に関する支援を行うとともに、「高齢者雇用支援月間」のPR等を通して事業所への啓発を進めます。</p>	<p>福祉事務所 高齢者支援課 地域支援課</p>
⑤ 障がいのある人が安心して暮らせる環境の整備及び支援	<p>障がいのある人の生活の安定と自立を支えるため、相談支援体制の充実と、課題を共有し解決を図るため協働していく機関の機能強化を図ります。</p> <p>また、ハローワーク・障害者就業・生活支援センター・県障害者職業センター等関係機関と連携して、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備を推進するとともに、「障害者雇用支援月間」のPR等を通して事業所への啓発を進めます。</p>	<p>福祉事務所 地域支援課</p>
⑥ 生活困窮状態にある人に対する自立に向けた支援	<p>生活困窮者自立支援法に基づき設置された「暮らしサポートセンター」を包括的な相談支援の拠点として、さらに充実を図ります。</p> <p>また、複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じて、その自立を促進するため、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援、就労支援、居住確保支援、家計相談支援等を包括的に行います。</p>	<p>福祉事務所 地域支援課</p>

## 重点目標 7

## 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進（女性活躍推進計画）

## 【現状と課題】

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、健康や趣味、学習といった個人的領域においても、仕事やボランティア活動等地域貢献活動といった社会的領域においても、自己実現を可能にするとともに、育児や介護を含め、家庭生活に家族がともに責任を果たし、安心して暮らしていく上でも重要です。

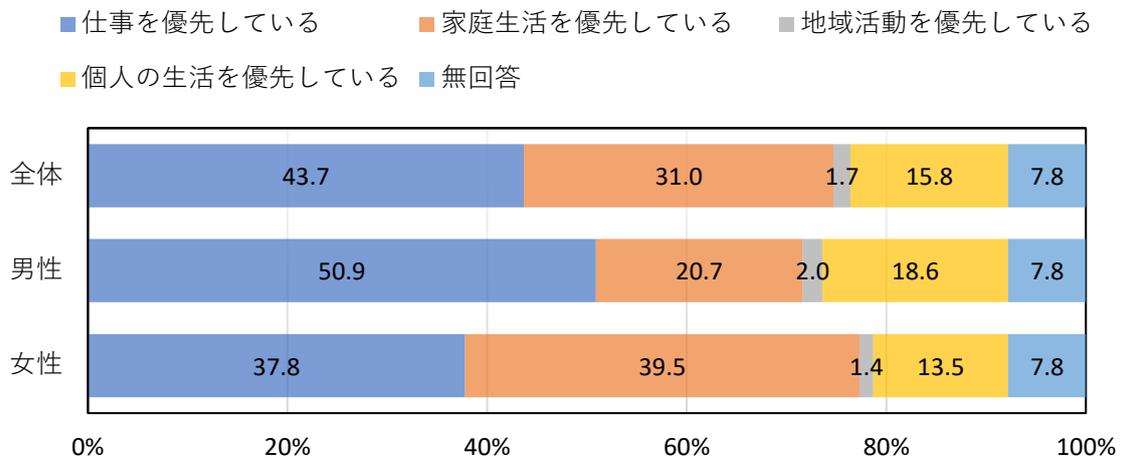
また、少子高齢化や雇用環境の変容、社会経済のグローバル化等が進展する中で、職場優先の組織風土や長時間労働と性別役割分担を前提とした労働慣行を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図ることは、女性の「M字カーブ問題」の解消や政策・方針決定過程への参画の拡大を進める上で不可欠であり、経済社会の持続可能な発展や経済活動の活性化につながるものです。

しかしながら、市民アンケートで「仕事」「家庭生活」「地域活動」「個人の生活」の優先度について尋ねたところ、全体で約4割の人が「仕事」を優先しており、男女別にみても男性は前回と同様に「仕事」を、女性は今回のアンケートでは前回と異なり、「仕事」より「家庭生活」を優先している人の割合が高い傾向が見られました。

このため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、子育てや介護等に係る家族への支援策との密接な連携を図った取組を、事業所や地域の団体等とともに着実に進めるとともに、一人ひとりの意識と行動の改革に働きかける啓発を行っていく必要があります。

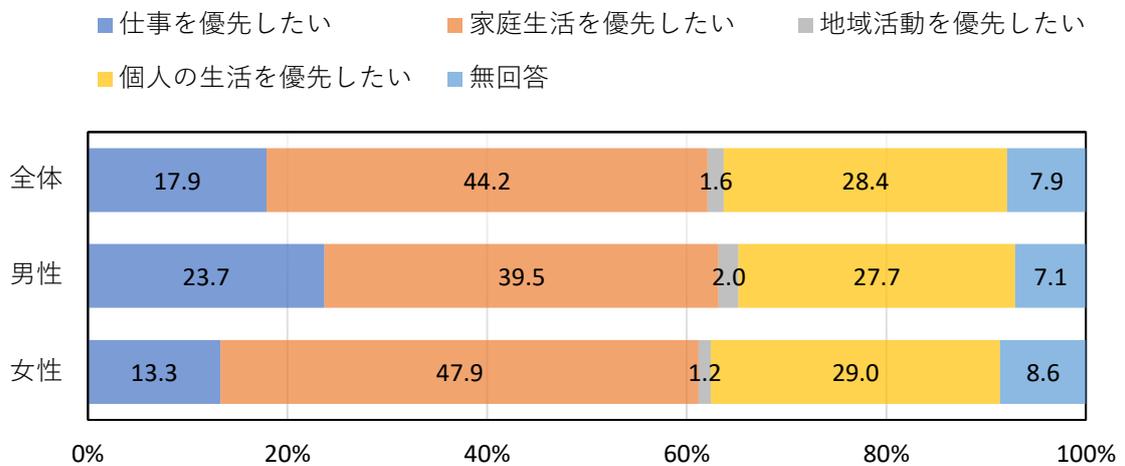


□仕事・家庭生活・地域活動等の優先度（現状）□



【資料：市民アンケート】

□仕事・家庭生活・地域活動等の優先度（希望）□



【資料：市民アンケート】

施策の方向① 仕事と生活の調和を図るための社会的気運の醸成と環境の整備		
施策の概要	内容	担当課
① 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、個人生活の充実と経済社会の活性化につながるものであることについて社会的理解を深め、事業所における職場優先の組織風土の变革や、男性を含めた働き方の見直しと固定的性別役割分担意識の解消につながる意識啓発を進めます。	総務課 経済観光課 地域支援課
② 就業の場における仕事と家庭の両立支援の取組の促進	働き方改革に基づき、残業時間の短縮や有給休暇取得を推進するとともに、仕事と家庭の両立を可能にする就業環境の整備に努めます。 また、農林水産業や商工業等自営業においても、従事者の仕事と育児や介護との両立など仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るための普及啓発に努めます。	総務課 農林水産課 経済観光課
③ 仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及、定着促進	育児や介護による休業、短時間や短日数の勤務等、ライフスタイルに応じた多様な働き方が、公正な処遇が確保された上で、主体的かつ柔軟に選択できる環境の整備に向けて普及啓発に努めます。 育児休業制度や介護休業制度、その他仕事と子育てや介護の両立のための関係法令等の周知を図り、事業所におけるそれら関係制度の定着に努めます。	総務課 農林水産課 経済観光課 福祉事務所 地域支援課

## 施策の方向② 多様なライフスタイルに対応した子ども・子育て支援の充実 や介護の支援

施策の概要	内容	担当課
① 多様化するニーズに対応した保育・介護サービスの充実	<p>子育て家庭の多様なニーズに対応するため、延長保育、休日保育、病児・病後児保育等の様々な保育サービスの充実を図るとともに、保育所待機児童が発生することがないように努めます。</p> <p>また、介護家庭の多様なニーズに対応するため、介護サービスの充実や介護予防の推進を図ります。</p>	高年齢者支援課 福祉事務所
② 子育て支援拠点施設等の整備	<p>就業の有無にかかわらず、子育て中の親子が相談、交流、情報交換できる地域子育て支援拠点施設の整備を図るとともに、臨時的・突発的な保育等を地域における相互援助活動として行う一時預かり事業やファミリー・サポート・センターの利用促進と機能の充実を図ります。</p> <p>また、子どもの就学後も保護者のニーズに切れ目なく対応するため、放課後対策の充実を図ります。</p>	学校教育課 福祉事務所
③ 地域住民等の力を活用した子育て・介護環境の整備	<p>子育て家庭相互や子育て家庭と地域の人々との交流が図られるよう、交流の場の提供や子育てサークル等の取組を促進するなど、子どもが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進します。</p> <p>また、地域ぐるみで高齢者を支える仕組みづくりに取り組みます。</p>	高年齢者支援課 福祉事務所 地域支援課
④ 子育て・介護のための生活環境の整備	<p>ハード・ソフト両面におけるバリアフリー化の推進などにより、子どもと子育て中の人、高齢者とその介護者等が安全で安心して生活ができるまちづくりに取り組みます。</p>	高年齢者支援課 福祉事務所 建設課 地域支援課

## 重点目標 8

### 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大（女性活躍推進計画）

#### 【現状と課題】

多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて、あらゆる分野の政策・方針決定過程に多様な立場の人が多様な意見を持って参画し、男女双方の意思が公正に反映されることが求められています。

市民の意思を市政に取り入れる審議会・委員会等は、政策や方針を決定する重要な役割を担っていますが、本市の委員会・審議会等委員への女性の登用状況は、18.7%（令和3年3月31日現在）であり、女性の声が十分に反映できているとは言えない状況です。

このような状況を改善するためには、市が率先して女性の参画拡大に向けた取組を進めていくとともに、市民、事業者、団体等に対する働きかけや支援を行う必要があります。

また、関係機関や団体と連携しながら、女性の人材育成や各分野で活躍する人材の掘り起こしを進めていくとともに、こうした人材に社会で活躍する機会を提供する必要があります。

施策の方向① あらゆる分野における女性の参画の拡大		
施策の概要	内容	担当課
① 行政分野における女性の参画の拡大	行政のあり方や実施される施策は、市民の意識や生活に大きな影響を及ぼすことから、固定的性別役割分担意識を助長することになりかねないため、行政サービスの受益と負担で性別によって不均衡や不公平が生じることなく、男女双方の行政ニーズが適切に反映されるよう、その政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。	総務課 企画課 農業委員会
② 雇用分野における女性の参画の拡大	雇用分野において女性の参画機会を確保することは、女性の自己実現と経済的自立にとって必要不可欠です。さらにそのことは、労働力の確保にとどまらず、これまでの男性中心の経済活動に多様な視点を取り入れ、新たなサービスを生み出す可能性を広げるなど、経済の活性化にもつながります。このような女性の参画の意義について、社会の理解を広め、企業に対して、女性の登用や女性が働き続けることができる職場環境づくりを働きかけます。	総務課 経済観光課
③ 農林水産業・商工業等自営業の分野における女性の参画の拡大	農林水産業・商工業等自営業の経営において、女性が果たしている役割や貢献が適正に評価されるとともに、政策・方針決定過程への女性の参画が促進されるよう、農林水産業及び商工業関係団体に対する普及・啓発を行い、女性の登用を働きかけます。	農林水産課 経済観光課 地域支援課
④ その他の分野における女性の参画の拡大	各種機関や団体、組織において女性の能力が発揮されることは、それぞれの団体や組織、業界や地域の活性化に不可欠であるという認識の醸成を図るとともに、女性リーダーの育成や方針決定過程への女性の登用を促進します。	関係各課
⑤ 女性の人材育成及び人材情報の整備	女性の能力開発を支援し人材育成を図るとともに、女性の人材情報を整備することにより、女性の参画を促進します。	関係各課

## 第4章 計画の推進体制

本計画の基本理念に基づき目標を達成していくために、国・県その他の関係行政機関などとの連携を深め、市民、事業者と一体となって男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ効果的に推進します。

### 1. 市民と行政の協働による計画の推進

第4次西之表市男女共同参画基本計画の効率的な推進を図るため、学識経験者、各種団体等から推薦された者・一般公募による市民の代表者から組織された「西之表市男女共同参画懇話会」を開催し、男女共同参画に関する諸問題についての研究・協議を行い、その結果を施策に反映します。

### 2. 庁内における推進体制の強化

第4次西之表市男女共同参画基本計画に基づいた施策を推進していくため、副市長を会長とした庁内の全課長及び関係係長からなる「西之表市男女共同参画行政推進会議」を定期的で開催し、計画の進捗状況についての確認や男女共同参画懇話会からの意見について検討を行います。

また、市職員への男女共同参画の理念の浸透を図り、男女共同参画の視点に立った市政の推進に努めます。

### 3. 国・県・他市町村・関係機関等との連携

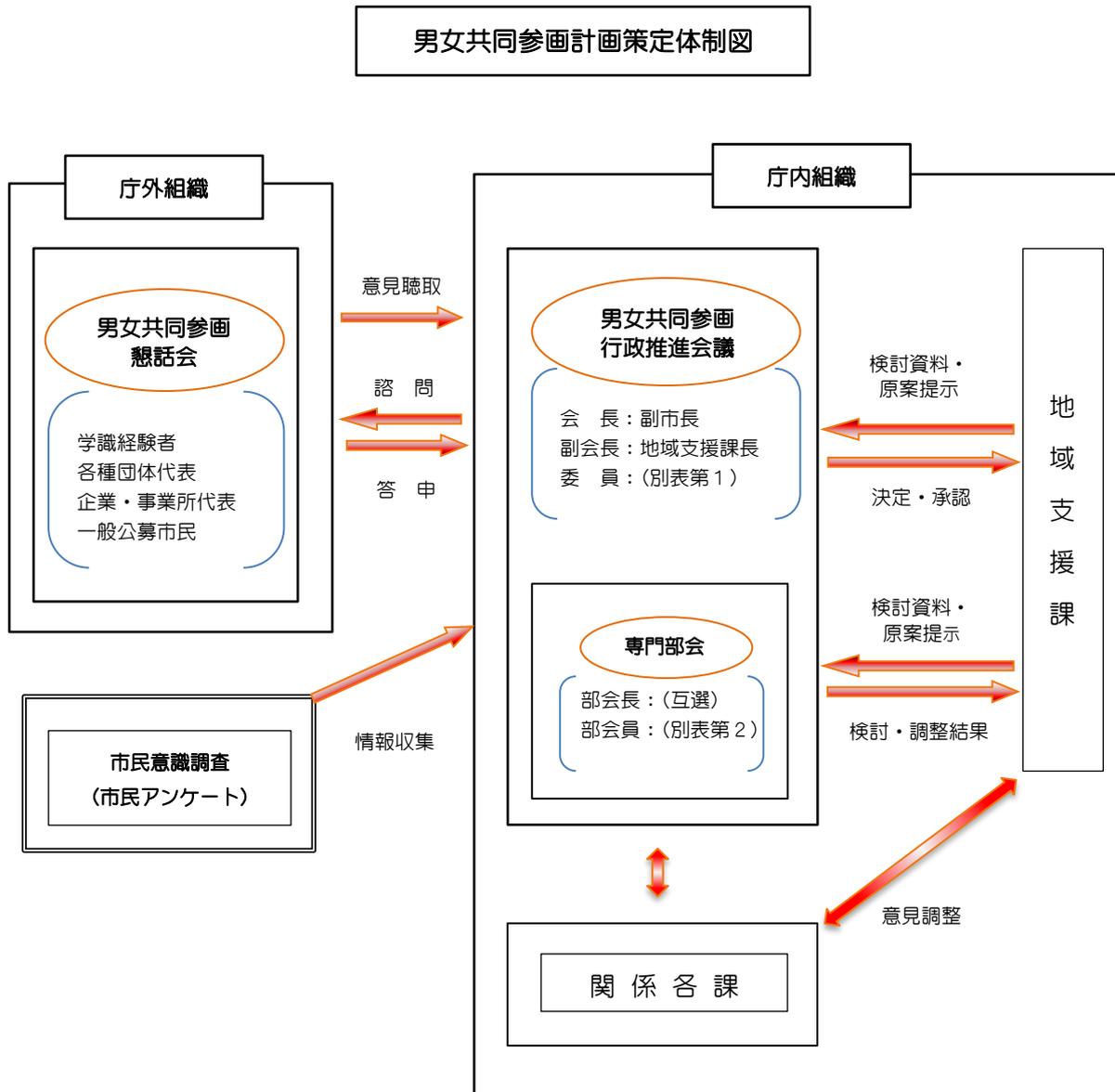
男女共同参画社会の実現に向けて、国・県・他市町村及び関係機関をはじめ、事業者・市民団体等と連携し、協力体制の強化と情報の共有化に努めます。

### 4. 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、各施策の着実な実施を行うとともに、毎年、実施状況を把握し、進捗状況の点検・評価を行います。

結果については、「西之表市男女共同参画行政推進会議」及び「西之表市男女共同参画懇話会」において報告するとともに、市民アンケートを実施することで、市民ニーズを把握し、実情に応じて計画の見直しも行います。

5. 推進体制図



## 参 考 資 料

### 用語の解説

【あ行】

#### ●新しい公共

従来は官が独占してきた領域を「公（おおやけ）」に開いたり、官だけでは実施できなかった領域を官民協働で担ったりするなど、市民、NPO、企業等が公的な財やサービスの提供に関わっていくという考え方。「新しい公共」がめざす社会は、国民の多様なニーズにきめ細かく応えるサービスが、市民、NPO、企業等によりムダのない形で提供され、また、一人ひとりの居場所と出番があり、人に役立つ幸せを大切にする社会。

#### ●M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30代を谷とし、20代後半と40代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。

これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

#### ●エンパワメント

誰もが生まれながらに持っている本来の個性や力を十分発揮できるよう社会のあり方を変えることを前提として、社会的制約や様々な抑圧によって発揮されていなかった自分の力への信頼と尊厳を回復すること。

一方、「エンパワーメント」とは、力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。

【か行】

#### ●家族経営協定

家族で農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

#### ●キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。なお、キャリアとは、人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分の役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね。

#### ●固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

【さ行】

### ●仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を、人生の段階に応じて自分の希望するバランスで実現できる状態のこと。

### ●ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

### ●ジェンダー平等

誰もが生まれ受けた性別にかかわらず平等に権利、責任、機会を持つこと。

### ●女子差別撤廃条約

正式には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」という。昭和54年（1979年）に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、昭和60年（1985年）に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。

なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他いかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。

### ●女性活躍推進法

正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進することで、男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とし、平成27年に公布・施行（一部翌年施行）された。10年間（2026年3月31日まで）の時限立法。

### ●生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等自立の支援に関する措置について定めている。（平成27年4月1日施行）

### ●性自認

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を持っているかということ。

### ●性的指向

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女双方に向かう両性愛を指す。

**●性的少数者（LGBTQ）**

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人）、クエスチョニング（自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人）など、性的マイノリティの方を表す総称。

**●セクシュアル・ハラスメント**

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。

**●積極的改善措置（ポジティブ・アクション）**

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

【た行】

**●ダイバーシティ**

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢等に関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

**●男女共同参画社会**

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

**●男女共同参画社会基本法**

男女共同参画社会の形成を推進するうえで法的根拠となる法律であり、平成11年6月に制定された。前文で、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図ることが明確にされている。

**●男女雇用機会均等法****（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）**

雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るための措置を推進するために制定された法律。（昭和61年4月1日施行）

労働者の募集、採用、配置・昇進、福利厚生、定年・退職等における男女間の差別の禁止等について規定している。

**●テレワーク**

情報通信技術（ICT=Information Communication Technology）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

【は行】

●配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）、デートDV）

婚姻しているかいないかにかかわらず、親密な関係にある夫婦や恋人間で行われる暴力のこと。一般的には男性から女性への暴力のこと。

暴力とは、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、言葉などによる精神的暴力、行動の束縛や性的暴力など様々な形態がある。

なお、「配偶者暴力防止法」における「配偶者からの暴力」は配偶者（事実婚、元配偶者も含む。）からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

●配偶者暴力防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。

（平成13年10月13日施行）

●働き方改革

働く人の視点に立って、労働制度の抜本改革を行い、企業文化や風土も含めて変えようとするもの。働き方改革実行計画（平成29年3月28日・働き方改革実現会議決定）には、働く人の視点に立った働き方改革の意義、同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善、賃金引き上げと労働生産性向上、罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備、女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備、病気の治療と仕事の両立、子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労、雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援、誰にでもチャンスのある教育環境の整備、高齢者の就業促進、外国人材の受入れ等を盛り込んでいる。

●ファミリー・サポート・センター

地域において子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（提供会員）が会員となって、送迎や一時的な子どもの預かりなどの援助活動を行う組織。

【ら行】

●リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。

## 関係法令

### 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日公布

平成11年法律第78号

#### 目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- （2） 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

##### （男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成についての促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。  
(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を

総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。  
(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるような適切な措置を講じなければならない。  
(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。  
(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。  
(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。  
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
  - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
  - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(平成11年6月23日法律第78号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は廃止する。

附則(平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成11年12月22日法律第160号）抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## 鹿児島県男女共同参画推進条例

平成13年12月21日公布

平成13年鹿児島県条例第56号

## 目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止（第9条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条—第16条）

第4章 鹿児島県男女共同参画審議会（第17条—第24条）

附則

すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築くことは、私たちの願いである。そして、その社会こそが、男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜びと責任を分かち合うことができる男女共同参画社会である。

鹿児島県では、これまでも、その時代の要請に応じて、男女平等の実現に向けた様々な取組を行ってきたが、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく制度と慣行が根強く残っており、なお一層の努力が必要とされている。

また、少子高齢化の進展、家族形態の多様化、地域社会の変化等の社会経済情勢の変化に対応していくためにも、男女共同参画社会の実現は緊急かつ重要な課題となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指して、県、事業者、県民及び市町村が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が当該活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。

## (基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又

は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体（事業者を含む。以下同じ。）における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策の実施に当たっては、事業者、県民及び市町村と連携を図るものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（県民の責務）

第6条 県民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市町村への要請及び支援）

第7条 県は、市町村に対し、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

- 2 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（年次報告）

第8条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

## 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止

第9条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

- (1) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における性別による差別的取扱い
- (2) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメント
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対する暴力行為（精神的苦痛を著しく与える行為を含む。）

## 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（基本計画）

第10条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない

い。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、鹿児島県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。  
(施策の策定等に当たっての配慮)
- 第11条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画に配慮しなければならない。
- 2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させるよう努めるものとする。  
(県民の理解を深めるための措置)
- 第12条 県は、広報活動等を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。  
(調査研究)
- 第13条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。  
(県民等に対する支援)
- 第14条 県は、県民及び民間の団体が男女共同参画の推進に関して行う活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。  
(県民等の申出)
- 第15条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての県民及び民間の団体からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。
- 2 県は、第9条に規定する行為その他の男女共同参画を阻害する行為に関する県民及び民間の団体からの申出があったときは、関係機関と協力して適切に処理するよう努めるものとする。  
(男女共同参画週間)
- 第16条 県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画週間を設ける。
- 2 男女共同参画週間は、毎年7月25日から同月31日までとする。
- 3 県は、男女共同参画週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

#### 第4章 鹿児島県男女共同参画審議会

(審議会)

- 第17条 男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、鹿児島県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。
  - (1) 基本計画に関し、第10条第3項に規定する事項を処理すること。
  - (2) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策又は重要事項を調査審議すること。
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。  
(組織)
- 第18条 審議会は、男女共同参画に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員2

0人以内をもって組織する。

- 2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員の任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第22条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が選任する。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、総務部県民生活局において処理する。

(委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

附 則(平成21年3月27日条例第14号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日公布

平成27年法律第64号

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
  - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
  - 第2節 一般事業主行動計画（第8条—第14条）
  - 第3節 特定事業主行動計画（第15条）
  - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条—第25条）
- 第5章 雑則（第26条—第28条）
- 第6章 罰則（第29条—第34条）
- 附則

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

## （基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

## （国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生

活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第3章 事業主行動計画等

### 第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示

を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職

業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

#### 第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第4項の規定に違反した者
- (2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項の規定に違反した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第2

8条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第5条 社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)の一部を次のように改正する。

別表第1第20号の25の次に次の1号を加える。

20の26 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)

(内閣府設置法の一部改正)

第6条 内閣府設置法(平成11年法律第89号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項の表に次のように加える。

平成38年3月31日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第5条第1項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。
------------	--

## 西之表市男女共同参画懇話会設置要綱

平成 17 年 9 月 30 日告示第 200 号  
改正

平成 18 年 3 月 31 日告示第 41 号

平成 23 年 3 月 31 日告示第 52 号

平成 27 年 4 月 1 日告示第 53 号

平成 30 年 3 月 28 日告示第 36 号

## (設置)

第 1 条 本市における男女共同参画社会の形成に当たって、広く住民の意見を取り入れ、男女共同参画社会の形成実現に向けた施策を総合的に推進するため、西之表市男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 懇話会は、男女共同参画社会形成に関する諸問題について研究・協議し、必要に応じて市長に提言を行うものとする。

## (組織)

第 3 条 懇話会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各団体・機関の代表者
- (3) 市内企業・事業所の代表者
- (4) 一般公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

## (任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 懇話会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

## (庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は、地域支援課において処理する。

## (その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日告示第 41 号）

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日告示第 52 号）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日告示第 53 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日告示第 36 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 西之表市男女共同参画行政推進会議設置要綱

平成 17 年 5 月 30 日告示第 120 号  
改正  
平成 18 年 3 月 31 日告示第 41 号  
平成 19 年 3 月 30 日告示第 41 号  
平成 20 年 3 月 31 日告示第 43 号  
平成 21 年 5 月 15 日告示第 89 号  
平成 22 年 3 月 30 日告示第 46 号  
平成 23 年 3 月 31 日告示第 52 号  
平成 27 年 4 月 1 日告示第 53 号  
平成 30 年 3 月 28 日告示第 36 号

## (設置)

第 1 条 男女共同参画行政に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、西之表市男女共同参画行政推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女共同参画社会実現に係る施策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会実現に係る施策の関係課等間の総合的な連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成の促進に関すること。

## (組織)

第 3 条 推進会議は、別表第 1 に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 推進会議に会長及び副会長を置き、会長は副市長、副会長は地域支援課長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 4 条 推進会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を推進会議の会議に出席させることができる。

## (専門部会)

第 5 条 推進会議に、第 2 条に規定する所掌事務を具体的に検討させるため、専門部会を置く。

- 2 専門部会の部会員は、別表第 2 に掲げる者をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。
- 5 前条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同条中「推進会議」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

## (庶務)

第 6 条 推進会議及び専門部会の庶務は、地域支援課で処理する。

## (委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成 17 年 6 月 3 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日告示第 41 号）

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日告示第 41 号）  
この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日告示第 43 号）  
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 15 日告示第 89 号）  
この要綱は、平成 21 年 5 月 15 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 30 日告示第 46 号）  
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日告示第 52 号）  
この要綱は、平成 23 年 4 月 4 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日告示第 53 号）  
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日告示第 36 号）  
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

#### 別表第 1（第 3 条関係）

副市長、総務課長、企画課長、財産監理課長、地域支援課長、市民生活課長、  
税務課長、健康保険課長、高齢者支援課長、経済観光課長、農林水産課長、建設課長、  
会計課長、福祉事務所長、水道課長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長、  
議会事務局長、教育委員会総務課長、学校教育課長、社会教育課長

#### 別表第 2（第 5 条関係）

人事係長、法制文書係長、企画調整係長、協働推進係長、商工政策係長、市民係長、  
市民総合相談係長、健康増進係長、農政管理係長、子育て支援係長、  
教育委員会庶務係長、指導係長、社会教育係長、その他会長が必要と認める者

## 西之表市男女共同参画懇話会委員名簿

委嘱期間 令和3年6月1日～令和5年5月31日

	氏名	備考
委員	上妻 茂美	鹿児島県男女共同参画地域推進員
委員	上籠 明美	西之表市民生委員・児童委員協議会
委員	平川 浩	西之表市教育委員
委員	柏木 昇	西之表市校長会
委員	木原 節子	西之表市人権擁護委員
委員	奈尾 正友	西之表市区長会
委員	松田 学	西之表市PTA連絡協議会
委員	横林 律子	西之表市商工会女性部
委員	河本 アツミ	J A 種子屋久女性部
委員	仁禮 ひとみ	一般公募